

第6期 横浜市子ども・子育て会議

第4回 子育て部会

日時：令和6年7月26日（金）
午後6時00分～8時00分

議事次第

1 開会

2 議題

- (1) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）について
- (2) 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について（令和5年度分）
- (3) その他

3 閉会

【資料】

資料1（2ページ）	横浜市子ども・子育て会議子育て部会 委員名簿
資料2（3ページ）	横浜市子ども・子育て会議子育て部会 事務局名簿
資料3（4ページ）	横浜市子ども・子育て会議条例
資料4（7ページ）	横浜市子ども・子育て会議運営要綱
資料5（9ページ）	第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）について
資料6（84ページ）	第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について （令和5年度分）

横浜市子ども・子育て会議 委員名簿【第6期 令和4年11月～令和6年10月】

＜子育て部会＞

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等		委 員
1	市民委員		うえおか ともこ 上岡 朋子
2	一般社団法人ラシク045		きん あき 金 明希
3	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会		たなか けん 田中 健
4	東京福祉大学短期大学部こども学科 専任講師	◎	ほり きとこ 堀 聡子
5	横浜商工会議所女性会 副会長		まつい ようこ 松井 陽子
6	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	○	みずたに たかし 水谷 隆史
7	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長		やぎさわ えな 八木澤 恵奈
8	横浜地域連合		しばた やすみつ 柴田 康光

◎：部会長

○：職務代理者

横浜市子ども・子育て会議 子育て部会 事務局 名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	こども福祉保健部長	秋野 奈緒子
	こども福祉保健部担当部長	柴山 一彦
	こども青少年局医務担当部長	岩田 眞美
	保育・教育部長	片山 久也
課長	こども家庭課長	藤浪 博子
	企画調整課長	柿沼 千尋
	保育・教育支援課長	大槻 彰良
	保育・教育支援課 人材育成・向上支援担当課長	八木 慶子
	保育・教育運営課長	岡本 今日子
	保育・教育運営課担当課長	齋藤 淳一
	保育・教育認定課長	馬淵 由香
	こどもの権利擁護課長	足立 篤彦
	地域子育て支援課長	五十川 聡
	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真舘 裕子
	障害児福祉保健課長	高島 友子
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	石神 光
事務担当		
	こども家庭課長	藤浪 博子
	こども家庭課こども家庭係長	三浦 尋章

○横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
 - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
 - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン 素案

計画期間：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法横浜市行動計画
横浜市子ども・若者計画
横浜市こども計画

令和6年7月24日

時点版

【子育て部会での説明スケジュール（予定）】

7月26日 第1章～第3章
第4章 重点テーマ、基本施策1・2・5
8月26日 第4章 基本施策7・8・9
第5章、第6章

本日は7月26日説明分のみ抜粋して資料としています。

横浜市

目次

第1章 計画について	調整中
1 計画の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の対象	
5 本市における他計画との関係	
第2章 こどもや子育てを取り巻く状況	
1 人口や少子化の状況	
2 こども・家庭の状況	
3 地域・社会の状況	
4 第2期計画の振り返り	
第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点	
1 目指すべき姿	
2 計画推進のための基本的な視点	
第4章 施策体系と事業・取組	
1 重点テーマ	
2 施策分野・基本施策とその関係性	
3 施策体系図	
4 指標一覧	
5 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性	
第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する 量の見込み・確保方策	
第6章 計画の推進体制等について	
参考資料	

調整中

第1章 計画について

1 計画の趣旨

本市のこども施策及び子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定めます。

また、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」（ニーズ量）及び、量の見込みに対応する「確保方策」（確保量）を定めます。

2 計画の位置付け

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、乳幼児期の保育・教育の充実や若者の自立支援、母子の健康の増進、地域における子育て支援、児童虐待防止対策の充実など、生まれる前から大人になるまでの切れ目のない総合的な支援を推進します。

令和5年4月、新たにこども基本法が施行されました。この法では、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などが定められました。

また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、「こども大綱」が閣議決定されました。これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針（下記参照）や重要事項等が一元的に定められています。

【こどもの施策に関する基本的な方針】

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

このようなこども分野における法律の施行等の状況を踏まえて、改めて、本計画の法的根拠と位置付けを次のように整理します。

法的根拠	計画の位置づけ
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画
こども基本法	市町村こども計画
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画

※子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」については、こどもの貧困対策に資する教育、福祉、こども・子育て支援等の施策の方針や取組を、より詳細にまとめたうえで、丁寧に進めていくことを目的とした計画であるため、引き続き個別の計画として推進します。

なお、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が令和6年6月26日に公布され、子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められています。

3 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

4 計画の対象

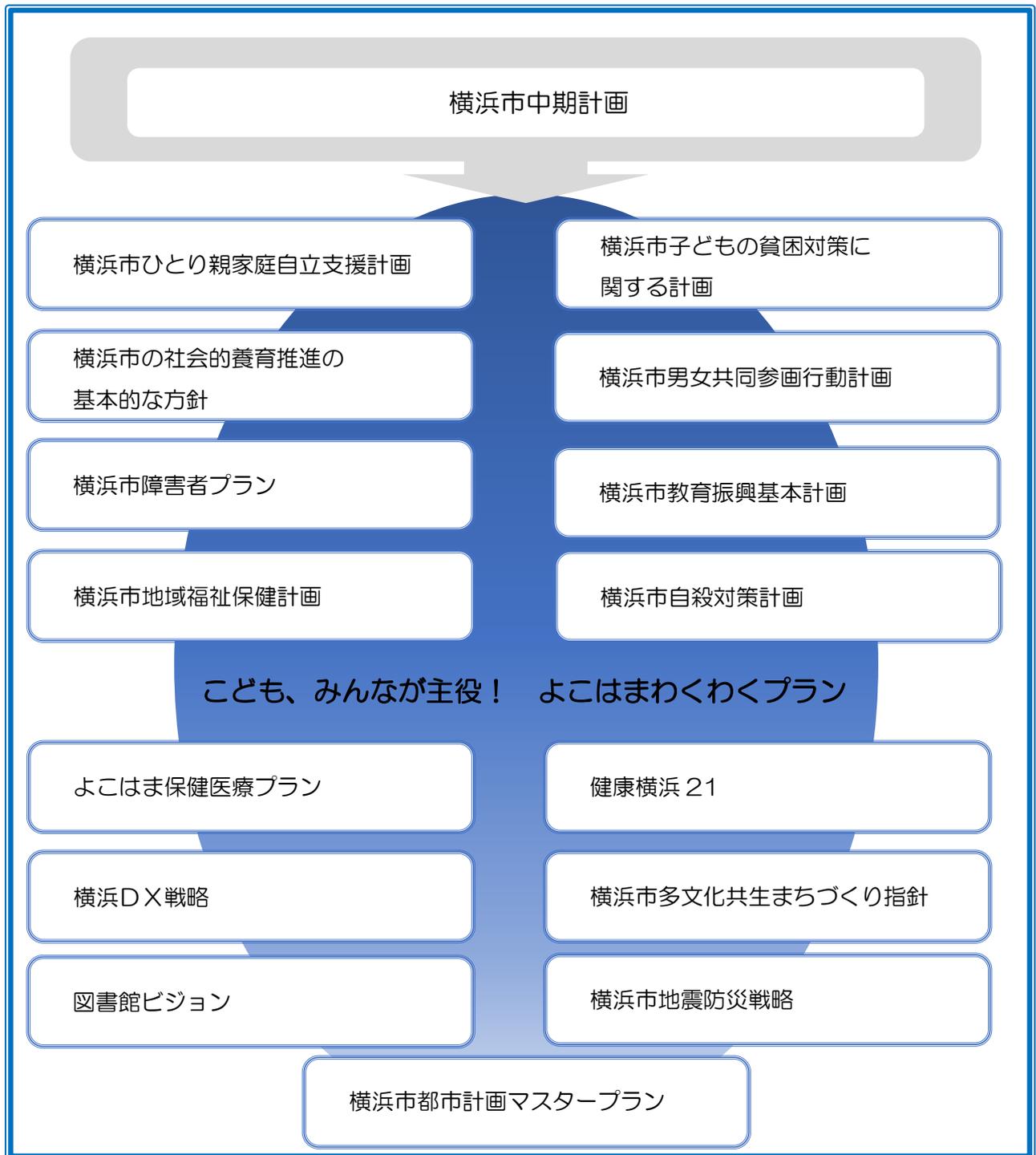
心身の発達過程にある者とその家庭を対象とします。

- 主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までのこどもとその家庭とします。
- 若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。

5 本市における他計画との関係

横浜市中期計画をはじめ、こども施策及び子育て支援施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、こどもや子育て家庭への支援を総合的に推進していきます。

<関連する主な計画等>



第2章 こどもや子育てを取り巻く状況

1 人口や少子化の状況

(1) 人口、出生数、合計特殊出生率の推移

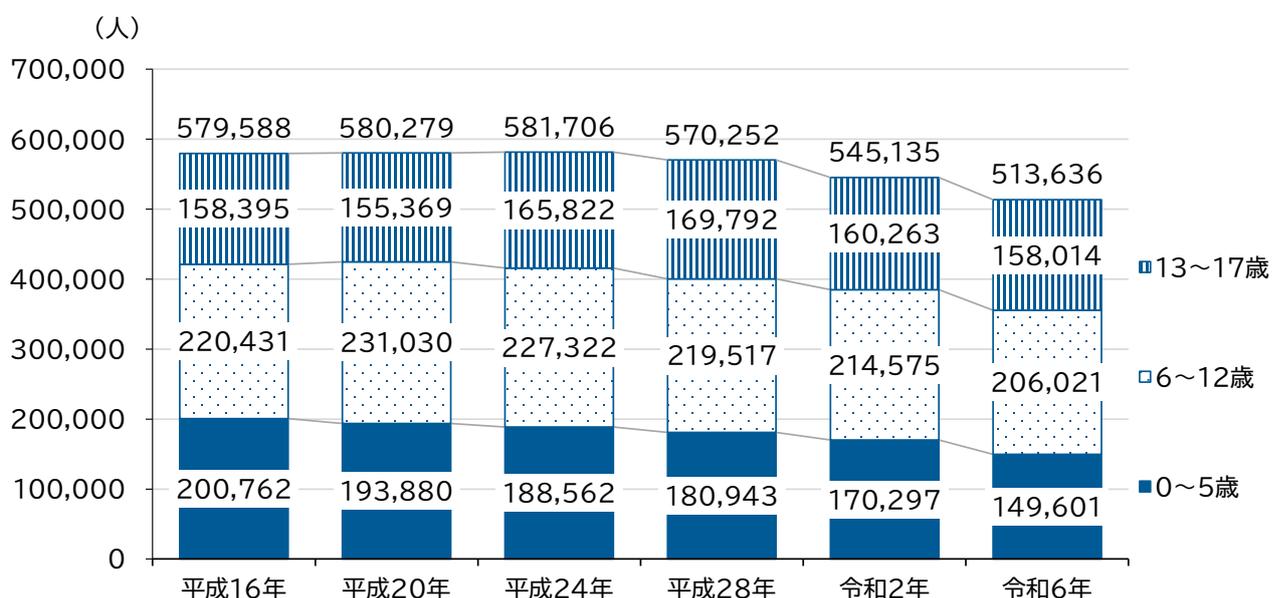
○本市の人口は、2021（令和3）年の約377.6万人をピークに減少に転じました。なお、2021（令和3）年における市外への転出者数は13.1万人、市外からの転入者数は13.9万人となっています。

2021（令和3）年度中に市内から東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に転出した20～44歳のうち、世帯に就学者等や未就園者がいた方は10.9%、他方、東京圏から転入した20～24歳のうち、世帯に就学者等や未就園者がいた方は16.1%でした。

○2021（令和3）年から約50年後の2070（令和52）年の将来人口推計によると、本市の人口は約2割減少して、301.3万人と推計されています。

○本市の18歳未満の人口をみると、20年前の2004（平成16）年の57.9万人から約1割減少し、2024（令和6）年は51.4万人となっています。

図表 2-1 こども（0～17歳）の人口推移



（出典）横浜市統計書（各年1月1日時点）

- 本市の出生数は減少傾向にあります。2016（平成28）年には3万人を割り、2022（令和4）年時点で約2.4万人となっています。
- 本市の合計特殊出生率は2005（平成17）年以降上昇傾向に転じ、2015（平成27）年には1.37となりましたが、その後低下し、2022（令和4）年時点で1.16となっています。また、全国（2022年時点で1.26）と比較すると、低い水準で推移しています。

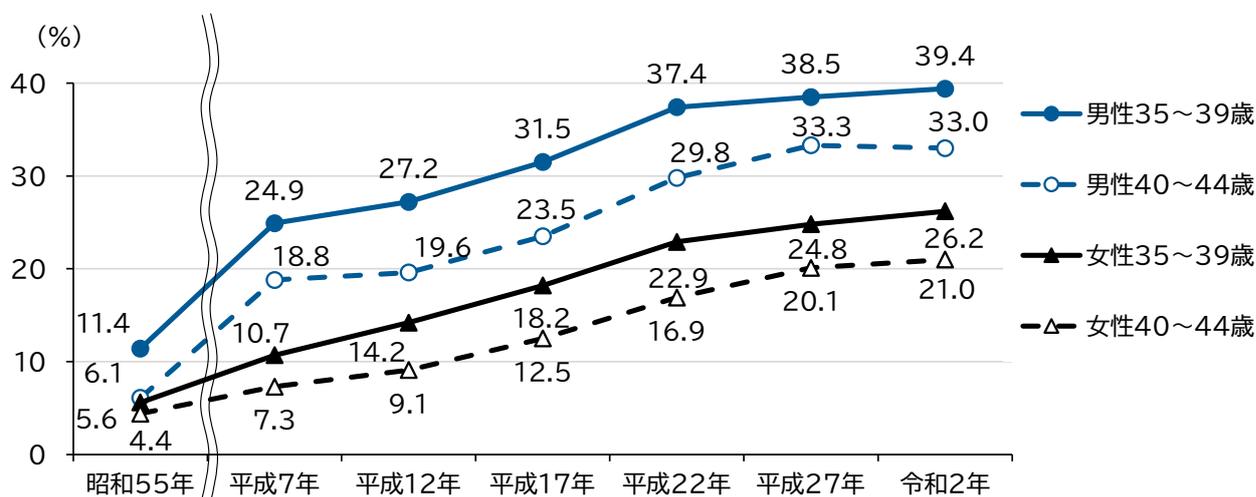
図表 2-2 合計特殊出生率と出生数の推移

データの確認中

（出典）横浜市統計書、厚生労働省人口動態統計

○本市の未婚割合は上昇傾向にあります。2010（平成 22）年における 40～44 歳の未婚割合は、男性は 29.8%、女性 16.9%でしたが、2020（令和 2）年における未婚割合は、40～44 歳では、男性 33.0%、女性 21.0%に上昇しています。

図表 2-3 未婚割合の推移



（出典）横浜市「国勢調査人口等基本集計横浜市の概要」

※ 令和2年及び平成27年は不詳補完値による。平成22年は配偶関係「不詳」を除く総数から算出。

○少子化により、地域や社会の担い手の減少、現役世代の負担増加などに加え、子ども同士や子育て中の保護者同士の交流の機会の減少など、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

○子ども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会や、地域と子ども・子育て家庭の交流機会が減少しているとの指摘もあります。

○出産や子育てが個人の選択であることを前提としながら、希望する人が安心して子どもを育てることができる環境づくりを進めるとともに、全てのこどもの健やかな育ちを支える必要があります。

2 こども・家庭の状況

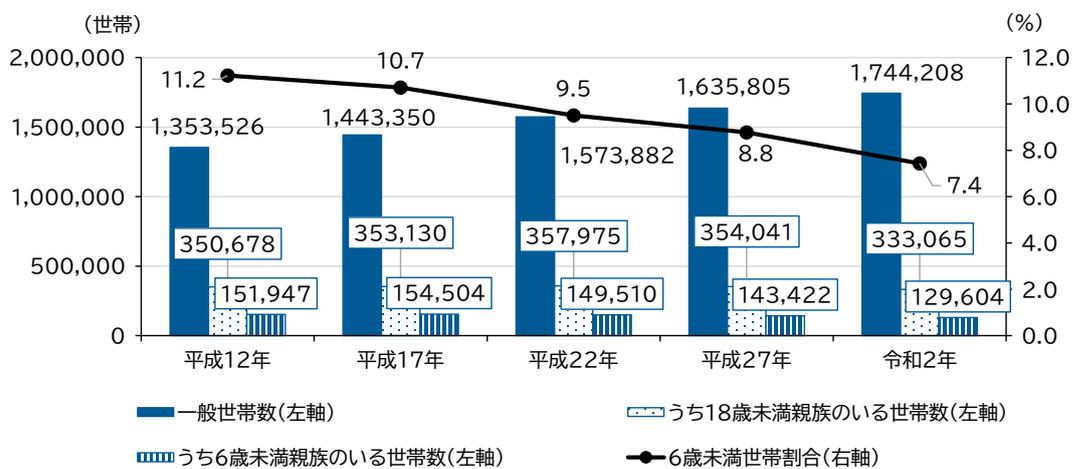
(1) 世帯状況の変化

○本市の6歳未満の親族がいる世帯数は、2000（平成12）年に約15.2万世帯（一般世帯数に占める割合：11.2%）でしたが、2020（令和2）年には約13.0万世帯（同：7.4%）となっています。

○2020（令和2）年時点で、6歳未満の親族がいる世帯のうち95.8%が核家族世帯となっています。

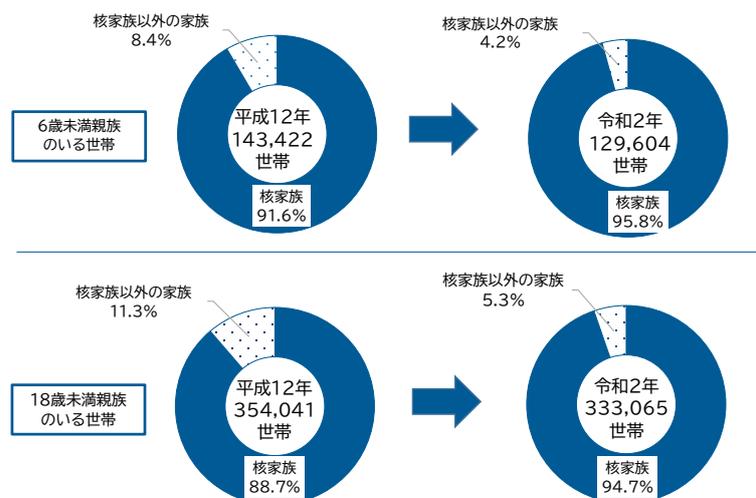
子育て世帯の減少や核家族化は、地域の住民がこどもや子育て世帯と接する機会の減少につながり、地域の中で子育て家庭の状況を把握しづらくなっています。

図表 2-4 世帯数の推移



(出典) 国勢調査

図表 2-5 こどものいる世帯の世帯類型の変化



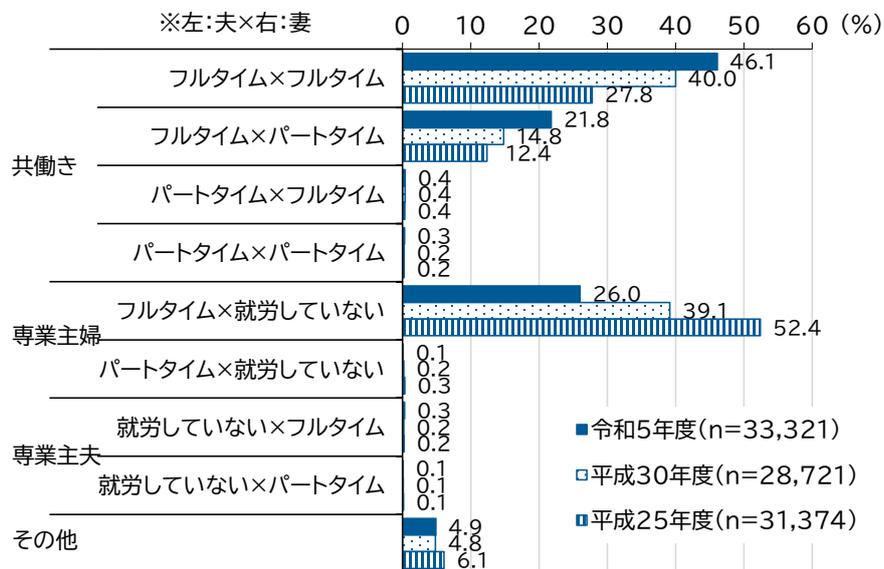
(出典) 国勢調査

- 「横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」（以下、「ニーズ調査」という。）（未就学児）では、子育てに対する周囲からの支えがない人の割合は、2013（平成25）年度は16.2%でしたが、2023（令和5）年度は22.0%となっており、祖父母等の親族や、友人・知人・近所の人など、周囲から子育てに対する支えが得られない家庭が増加しています。

(2) 就労状況等の変化

○ニーズ調査（未就学児）によると、父母共に就労している共働き世帯の割合は、2013（平成 25）年度の 40.8%から 2023（令和 5）年度には 68.6%に上昇しています。

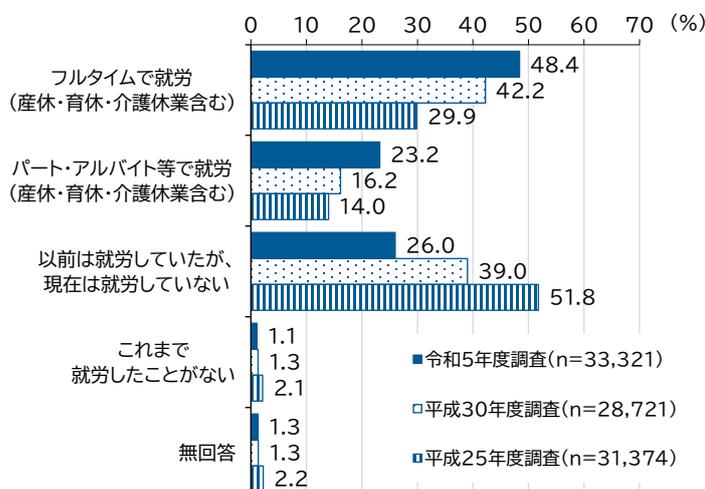
図表 2-6 世帯の就労状況の推移



（出典）横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

○母親の現在の就労状況について、フルタイムで就労している割合やパート・アルバイト等で就労している割合が上昇傾向にあり、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」と回答した未就労の母親が減少傾向にあります。2023（令和 5）年度における母親の就労形態は、フルタイムが 48.4%、パート・アルバイト等が 23.2%、未就労が 27.1%となっています。

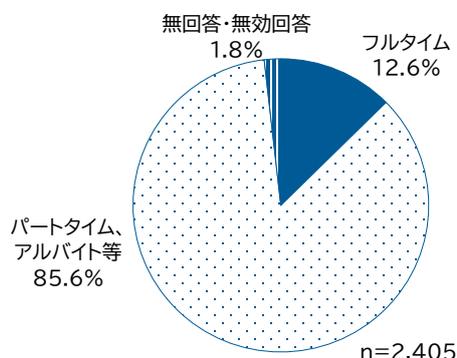
図表 2-7 母親の就労状況の推移



（出典）横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

○未就労の母親のうち、就労したい意向がある割合は 80.2%であり、希望する就労形態はパート・アルバイト等が 85.6%となっています。

図表 2-8 就労したいと回答した母親が希望する就労形態



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(令和5年度、未就学児)

○父親が育児休業を取得した割合は、2013(平成25)年度の4.2%から2023(令和5)年度は40.6%に増えました。市民意見交換会では、参加者の実感として、5年前に比べて「父親の育児参加が増えたと思う」との意見も出されており、家庭での子育て事情に変化が見られます。

図表 2-9 父親の育児休業取得状況

データの確認中

(出典) 男女共同参画に関する事業所調査報告書

○コロナ禍をきっかけとして、テレワークやワークシェアリングなど柔軟で多様な働き方が一層推進されています。また、企業主導型保育事業を活用した保育施設や託児所付きオフィスを設ける企業も増えるなど、子育て世帯の希望を踏まえた、仕事と子育ての両立に向けた様々な働き方に対応した取組も見られます。

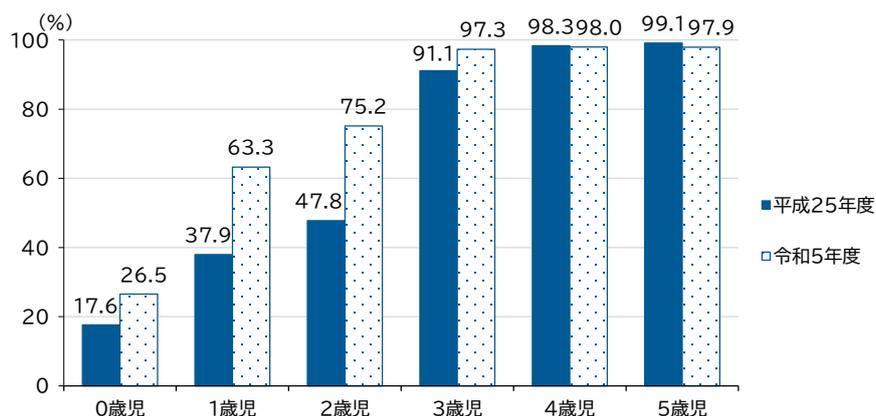
○以上のように、フルタイムやパート・アルバイト等の就業形態に加え、働く場所や時間の多様化など、様々な働き方のニーズに対応できるよう、保育・教育の基盤や子育て支援の充実と併せて、企業や地域など社会のあらゆる担い手がそれぞれの役割を果たし、安心して子育てができる社会環境を作っていくことが求められています。

(3) こどもの状況

(ア) 子育て家庭の教育・保育事業利用状況

○ニーズ調査（未就学児）によると、日中の定期的な教育・保育事業を利用している割合は、2013（平成25）年度の0歳児 17.6%、1歳児 37.9%、2歳児 47.4%から、2023（令和5）年度には0歳児 26.5%、1歳児 63.3%、2歳児が 75.2%と、大きく上昇しています。

図表 2-10 定期的な教育・保育事業の利用割合



（出典）横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）より作成

○保育・教育現場の実感として、父母共にフルタイムで就労している世帯を含めた共働き世帯の増加に伴い、長期間かつ長時間保育所等を利用することも増加しているとの声があります。

○保育・教育の質の向上に加え、保護者と保育・教育施設が両輪でこどもの育ちを支えていけるよう、保護者と保育・教育現場の双方への支援の充実が必要です。一方で、定期的な教育・保育事業を利用しておらず、地域とのつながりや他者との関わりが相対的に少ないと考えられる在宅で子育てを行う家庭への支援も必要です。

(イ) 保育・教育施設外や学校外の過ごし方や外遊び

○ニーズ調査（小学生）では、小学生の居場所の利用を促す方法として「様々な体験活動ができる」、「大人の見守りがある」、「自然の中で遊べる」の割合が高くなっています。また、学校の授業や行事以外での自然体験を「していない」は約3割となっています。

○夏の暑さが増している中で、季節を問わず安全・安心に活動できる環境が求められます。保育・教育現場の声として、コロナ禍や夏の暑さによる外遊びの減少などの影響により、体力が落ちたり、情緒面で実年齢より幼い子どもが増えているとの指摘があります。

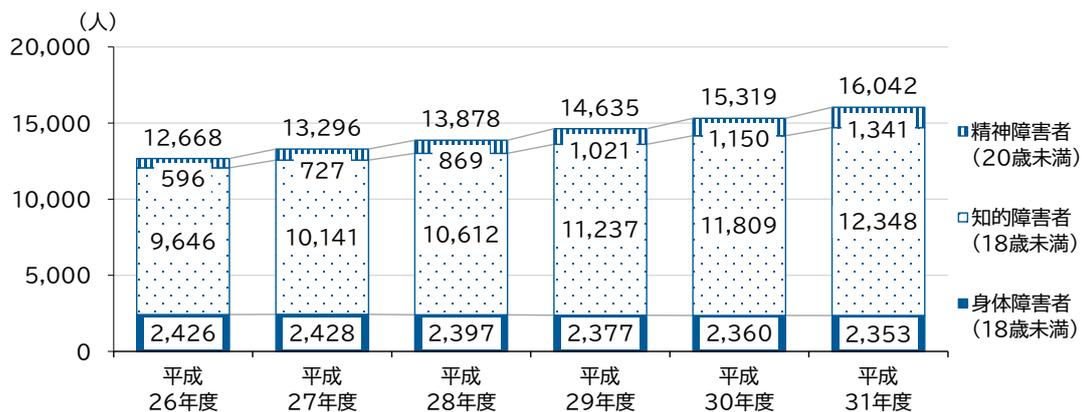
○市民意見交換会の中では、こどもの居場所に関することとして、雨の日の遊び場を求める声や、公園や既存公共施設の利用方法、学校以外の居場所の充実などに関する意見が出されています。

(ウ) 発達や障害等の状況

○ニーズ調査（小学生）によると、発達や障害に関する医師の診断が「ある」小学生の割合は 12.7% で、10 年前の 7.4% から増加しています。

○手帳保持者数は 2014（平成 26）年度の 12,668 人から 2023（令和 5）年度には 18,810 人と約 1.5 倍となり、増加傾向にあります。手帳種別にみると、精神障害者保健福祉手帳と愛の手帳（療育手帳）保持者数が特に増加しています。

図表 2-11 手帳保持者数（更新中）



(出典) 第 4 期横浜市障害者プラン

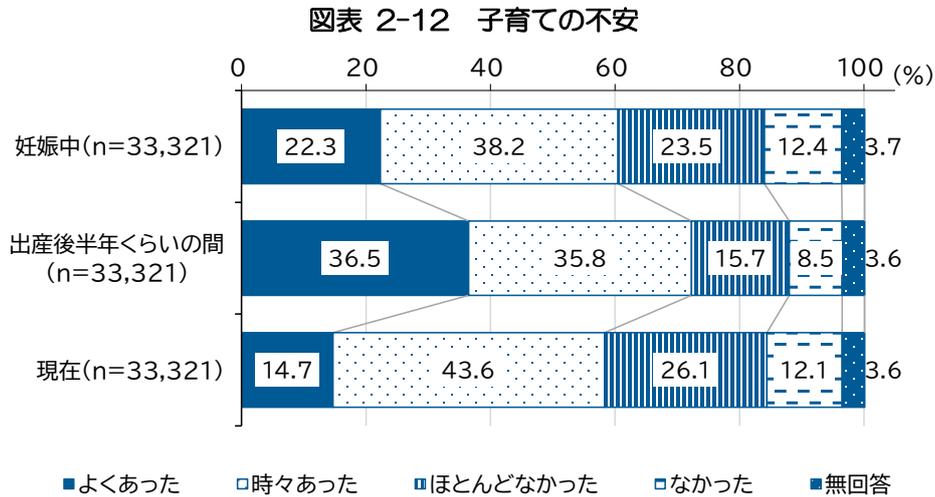
○放課後等デイサービス支給決定人数は 2018（平成 30）年の 6,468 人から 2022（令和 4）年には 9,886 人と 1.5 倍となり、発達障害児の増加が示唆されています。

○周産期医療、新生児医療の進歩等を背景として、早産児・低出生体重児・先天性疾病のこどもたちが、医療機関での長期入院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを日常的に必要とするケースが増加しています。

○疾病や障害の有無に関わらず全てのこどものインクルーシブな育ちの環境づくりの強化が求められています。

(4) 子育ての不安感・負担感

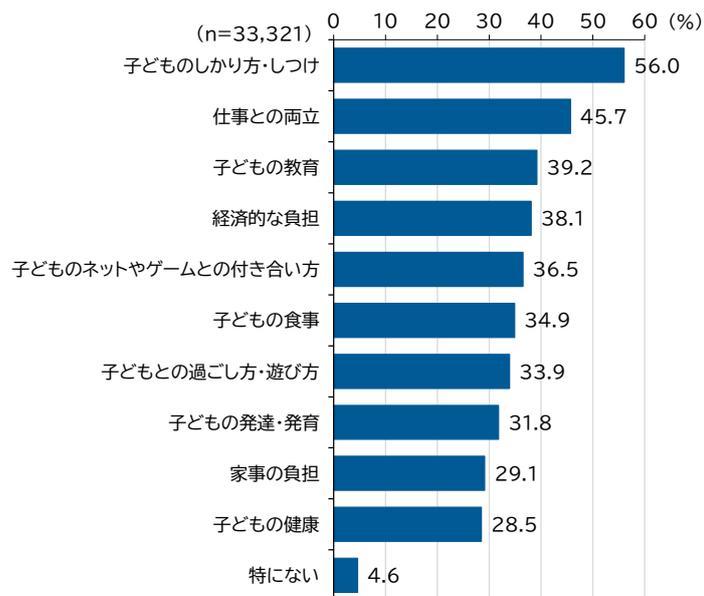
○ニーズ調査（未就学児）によると、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」について、「妊娠中」では60.5%、「出産後、半年くらいまでの間」では72.3%があったと回答しています。



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（令和5年度、未就学児）

○子育てに関するの困りごとでは、「仕事との両立」が45.7%、「経済的な負担」が38.1%など、子育てに関して何らかの困りごと抱えている人が92.7%となっています。

図表 2-13 子育ての悩みや困り事（上位10位、複数回答）



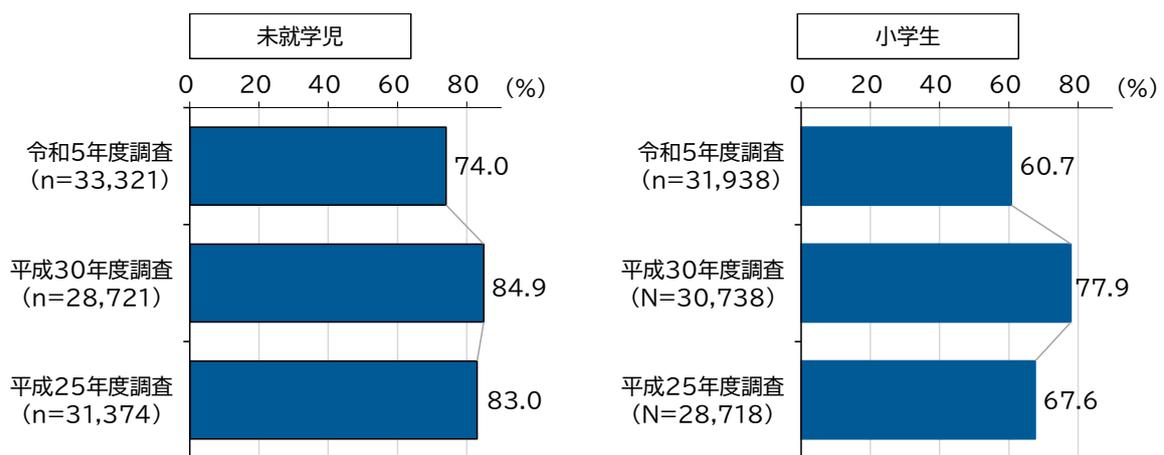
(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（令和5年度、未就学児）

- 市民意見交換会の中で出された子育ての悩みやニーズは、5年前と比較して多様化している傾向が見られます。中でも、「行政手続や公的支援に望むこと」として、経済的支援の充実や手続のオンライン化などを求める声が多く見られました。
- 子育てに関する様々な不安や負担感を軽減し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が必要です。

(5) こどもと子育て家庭の暮らしとウェルビーイング¹

- 「令和5年度全国学力・学習状況調査」によると、普段の生活の中で幸せな気持ちになることが「ある」「ときどきある」と回答した割合は、本市の小学校（公立）の児童で91.1%、中学校（公立）の生徒で88.1%となっています。
- ニーズ調査（こども本人向けの質問）によると、あったら良いなと思う場所として「建物の中で思い切り遊べる場所」が66.5%、「友だちとたくさんおしゃべりできる場所」が63.3%、「運動が思い切りできる場所」が49.3%となっています。
- 市民意見交換会では、「こんな支援があったらいいな」というテーマの中で、「こどもの居場所」の充実を求める意見が最も多く出されました。また、「親自身の居場所」に関する声も多くみられ、子連れイベントなど、親同士知り合う機会や場を求めている実態がわかりました。
- ニーズ調査（未就学児・小学生）によると、子育ての満足度は5年前と比較して低下しています。相談相手がいる方や、暮らしの状況として「ゆとりがある」と回答した方は、満足度が高い傾向となっています。

図表 2-14 こどもを育てている現在の生活の満足度

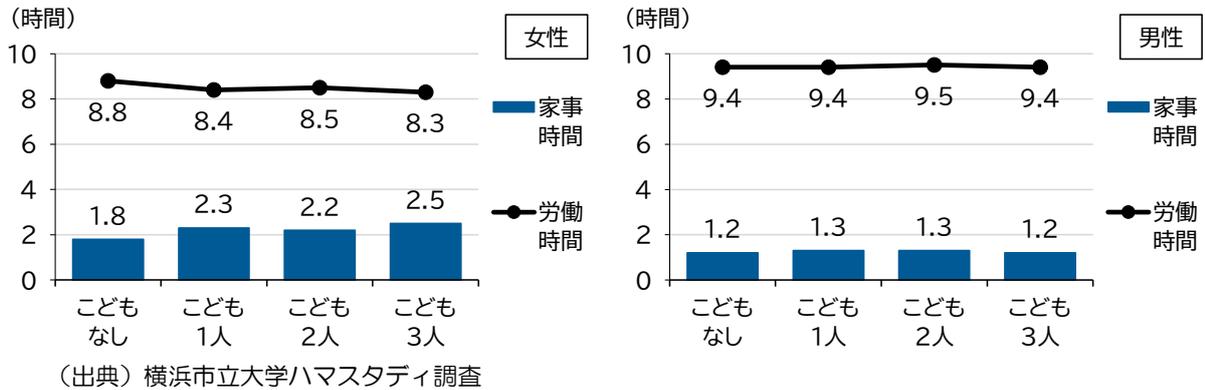


(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（令和5年度、未就学児、小学生）

¹ ウェルビーイングは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

○横浜市立大学と連携したハラスタディ調査によると、フルタイムで働く妻の平日の家事時間は子どもがいない家庭の 1.8 時間に対し、子どもがいる家庭は 2.2～2.5 時間となっています。夫は子ども数と家事時間に関連がみられず、妻の家事時間のおよそ半分となっています。妻の家事時間が長くなるにつれて妻のウェルビーイングが悪化する傾向が見られます。

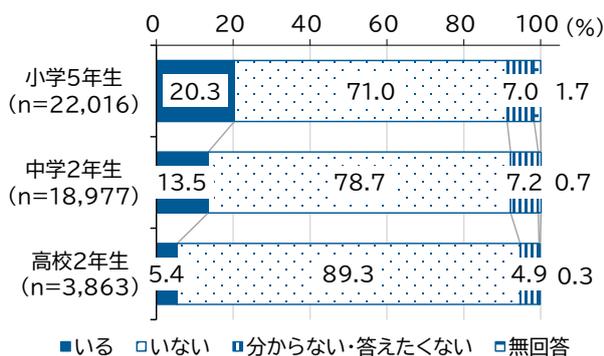
図表 2-15 子どもの数と家事時間の関連



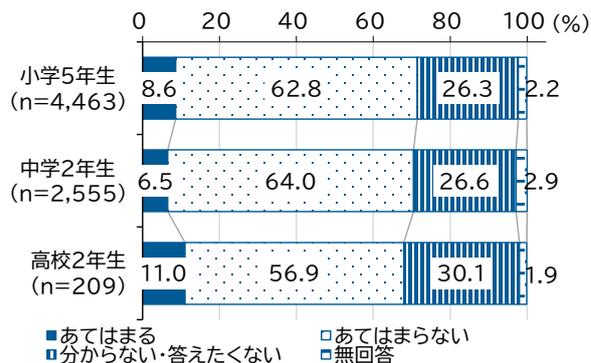
(6) 様々な状況にあるこども・若者

○「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査」では、小学5年生の20.3%、中学2年生の13.5%、高校2年生の5.4%が家族の中に世話をしている人が「いる」と回答しています。「いる」と回答したこどものうち、自分がヤングケアラーだと思うこどもの割合は、小学5年生で8.6%、中学2年生で6.5%、高校2年生で11.0%となっています。

図表 2-16 家族のお世話をしているこどもの割合



図表 2-17 いると回答したこどものうち、自分がヤングケアラーだと思う割合



(出典)「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査」

○「横浜市子ども若者実態調査」の推計によると、2022（令和4年度）のひきこもり状態にある15～39歳の人数は約1.3万人となっています。

図表 2-18 15～39歳のひきこもり推計人数

調査実施年度	2012 (平成24)年度	2017 (平成29)年度	2022 (令和4)年度
標本サイズ	3,000件	3,000件	3,000件
有効回答率	46.2%	33.5%	36.7%
ひきこもり群の出現率	0.72%	1.39%	1.36%
15～39歳推計人口	約1,136千人	約1,046千人	約983千人
ひきこもり群の推計値	約8,000人	約15,000人	約13,000人

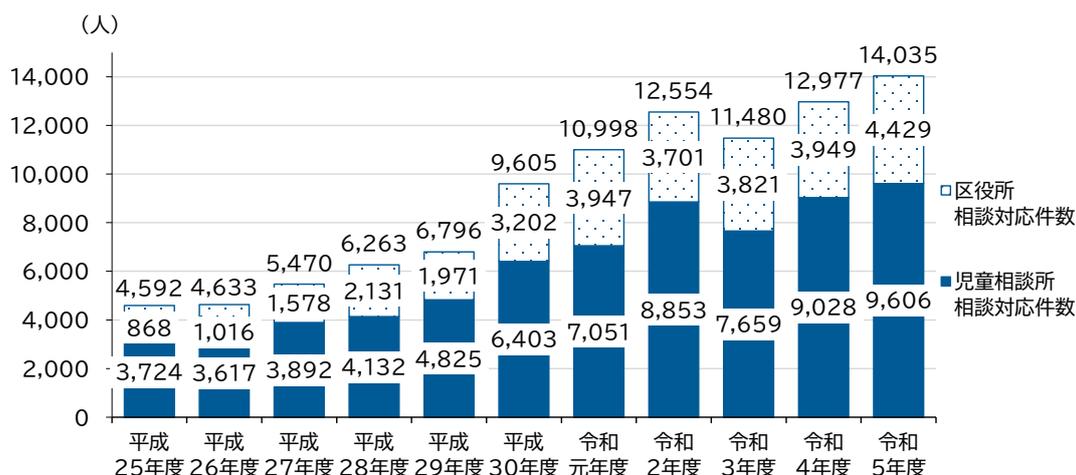
(出典)「令和4年度 横浜市子ども若者実態調査」

※ 令和4年度調査におけるひきこもり群の定義は、過年度調査と異なるため、比較する際には留意が必要である。主な変更点としては、専業主婦・主夫や家事・育児を行っている者等で、家族以外の人との会話頻度が低い者をひきこもり群に含めたことが挙げられる。

○2021（令和3）年度の内閣府「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書²によると、若年層（16～24歳）のうち、4人に1人以上（26.4%）が何らかの性暴力被害に遭っています。身体接触を伴う被害は12.4%（女性15.0%、男性5.1%）、性交を伴う被害は4.1%（女性4.7%、男性2.1%）となっています。

○児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどっており、2023（令和5）年度には14,035件と過去一番多い数となりました。

図表 2-19 児童虐待相談対応件数



（出典）横浜市子ども青少年局子どもの権利擁護課 子ども青少年局中央児童相談所資料

※ 令和6年1月に子ども家庭庁から示された解釈に基づき、令和4・5年度については、通告・相談受理後の調査等の結果、明らかに虐待行為がないと判断されたケース（虐待非該当ケース）を除外している。

○「令和4年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果（小中学校）」によると、横浜市の不登校児童生徒数は8,170人となっています。

○子ども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合っており、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係る支援に加えて、複合的な課題に対して個々に寄り添った多面的な支援の重要性が指摘されています。

○「子どもまんなか社会」の実現に向けて、全ての子どもや若者が虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができるよう、適切な支援を行うことが重要だと考えられます。

○居場所を持っていることや、またその居場所が複数あることは、自己肯定感や将来への希望などの自己認識の前向きさに関係し、子どもの育ちにとって極めて重要です。どの子どもも分け隔てなく過ごせるよう、身近な地域で、子ども・若者のニーズを踏まえた多様な居場所が確保されるようにしていく必要があると考えられます。

² アンケートの回収率が全体で2.82%であって、任意の回答者（積極的に回答した方）の回答内容に基づくため、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意が必要。

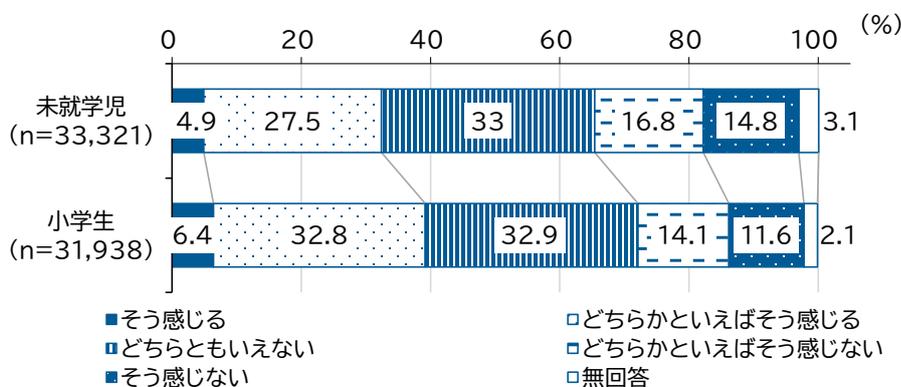
3 地域・社会の状況

(1) 地域とのつながり

○ニーズ調査（未就学児）によると、日常の子育てを楽しく、安心して行うための重要なサポートとして、「子育てに対する周囲の理解」を挙げた方が48.3%となっています。

○また、地域社会から見守られている、支えられていると感じない方は、未就学児保護者では31.6%、小学生保護者では25.7%います。そのような方は生活満足度が低い傾向にあり、安心した子育て環境をつくる上でも、地域で子育て世帯を見守り、支えることが重要となっています。

図表 2-20 子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じるか



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（令和5年度、未就学児・小学生）

○市民意見交換会では、「こどもが楽しく関われる地域の場がほしい」「サービスだけではなく地域でのつながりがほしい」「親同士の交流機会や場があるといい」など、地域・人との交流や地域における居場所を求める意見が多く寄せられました。

○本市のNPO法人に関して、2023（令和5）年12月時点で1,498の認証法人が設立されています。そのうちこどもの健全育成を図る活動を行っているのは約45%であり、こども・子育てに関連する活動への関心の高さが伺えます。

○コミュニティサロンや地域食堂など、市内のこどもや子育て家庭を支える地域の居場所には多世代交流の拠点として幅広い年代を対象とした取組も行われています。地域福祉保健計画と連携して、分野を超えた身近な地域のつながりづくりの取組に対する支援のあり方を考えていくことが必要です。

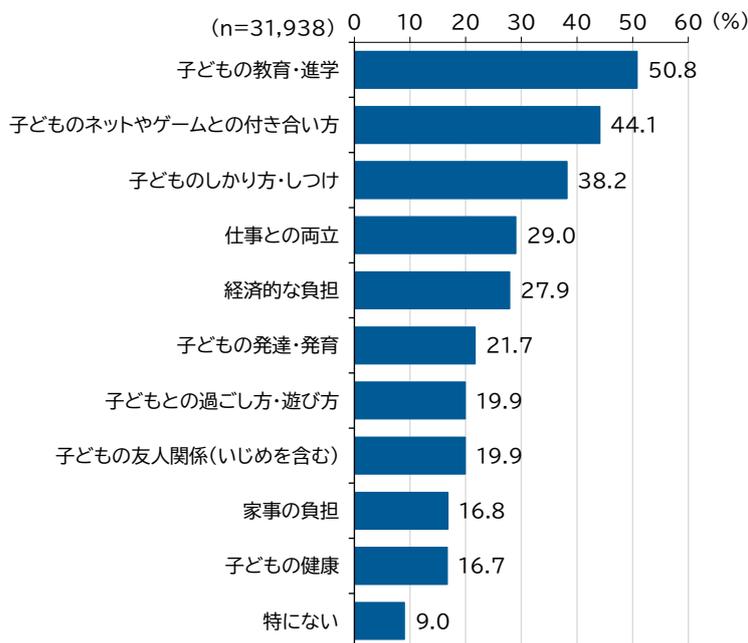
(2) 情報化社会の進展とDXに対するニーズ

(ア) こどものインターネット等の利用実態

○令和4年度の内閣府調査によると、インターネットを利用している全国の10～17歳のうち、1日の平均利用時間は、小学生では約3.6時間、中学生では約4.6時間、高校生では約5.8時間となっています。

○ニーズ調査（小学生）では、小学生保護者の44.1%が、子育ての困りごととして「子どものネットやゲームとの付き合い方」を挙げています。

図表 2-21 子育ての悩みや困り事【上位10位、複数回答】



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（令和5年度、小学生）

○インターネット利用の低年齢化と合わせ、SNSなどによるトラブル、長時間の利用による生活習慣の乱れ、犯罪被害などの問題も指摘されています。子どもにとって安全・安心な多様な居場所が確保されることで、SNSやインターネットの長時間利用などを防ぐことも期待されます。

(イ) 子育て支援サービスのデジタル活用に対するニーズ

○ニーズ調査（未就学児・小学生）では、子育て支援の電子化に関して、「区役所等に行く頻度が減ること」「作成する必要のある書類が減ること」「電子申請・届出が可能な子育て支援サービスの対象拡大」が多く求められていました。

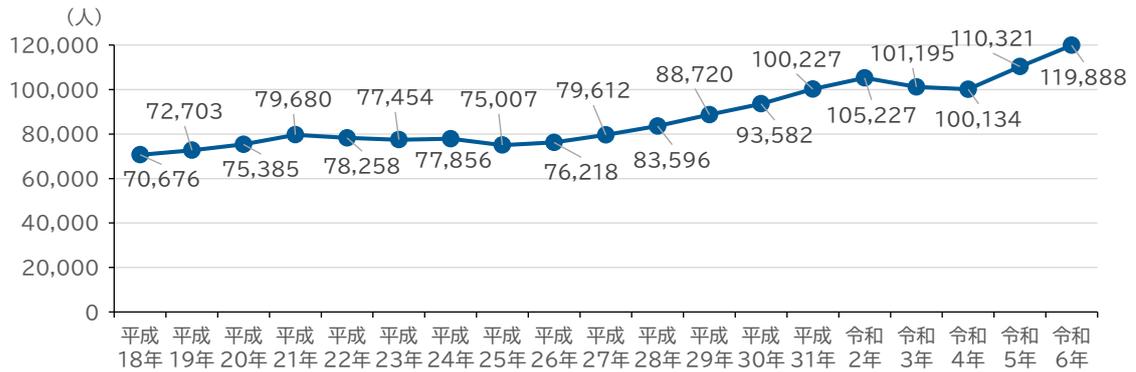
○市民意見交換会では、「自分から探さなくても、情報を得られると助かる」「情報が一か所に集まっていほしい」などの意見がありました。

○デジタルネイティブ世代が子育て世代となっていることも踏まえて、今後、デジタルを活用した子育て支援のさらなる展開が求められます。

(3) 国際化の状況と多文化共生

○本市の外国人人口は令和3、4年に一時減少しましたが、令和5年には11万人を超え、近年で最も多くなっています。日本語指導が必要な児童生徒数は、2023（令和5）年には3.7千人と、2014（平成26）年の1.4千人から約2.5倍に増加しており、こども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要となっています。

図表 2-22 外国人人口の推移



(出典) 横浜市 (各年4月末時点。2012(平成24)年までは外国人登録者数)

4 第2期計画の振り返り

作成中

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

こどものウェルビーイングを社会全体で支え、
未来を創ることも一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、
豊かで幸せな生き方を切り拓^{ひら}く力、
共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

こどもは、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。彼らは、やがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、さらに次の世代につながっていく。こうした連綿と続く営みにより横浜の未来は創られます。

こどもの成長と子育てを支援することは、一人ひとりのこどもや家族の現在と将来にわたる幸せ（ウェルビーイング）につながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。こどもや子育て家庭を優しいまなざしで包み込み、温かく寄り添い、応援していく環境づくりを社会全体で進めていくことが不可欠です。

横浜で生まれたこどもたちが、地域の関わりの中で、豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、誰もがこどもを産み育てやすいと実感でき、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち「よこはま」を目指していきます。

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の7つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

1 こどもの視点に立った支援

こどものより良い育ちを社会全体で支え、こどもの人権と最善の利益が尊重されるよう、こどもが意見を表明する機会を確保しながら、「こどもの視点」に立って、施策・事業の推進に取り組みます。

2 全てのこどもへの支援

疾病や障害の有無に関わらずこどもの健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全てのこどもを支援する視点を持って取り組みます。

3 それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にす一貫した支援

こども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、こどもの成長を長い目でとらえ、こどもの育ちや学びに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にする視点を持って取り組みます。

4 こどもに内在する力を引き出す支援

こどもを多様な人格を持った個として尊重し、一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮することができるよう、その力を引き出していくという共感のまなざしと関わりを大切にす視点を持って取り組みます。

5 家庭の子育て力を高めるための支援

保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、妊娠、出産、子育てに対する不安や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組みます。

6 子育て世代のゆとりを創り出すための支援

誰もが安心して出産・子育てができ、また、保護者が時間的・精神的なゆとりを持ってこどもに向き合うことで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための視点を持って取り組みます。

7 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

「自助・共助・公助³⁾」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、こども・子育て支援を課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うとともに、地域や様々な社会資源や地域との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組みます。

³⁾ 自助＝自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。共助＝地域や仲間同士で互いに助け合いながら、できることを行う。公助＝個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。

第4章 施策体系と事業・取組

1 重点テーマ

令和5年4月にこども基本法が施行され、市町村こども計画としても位置づけを行う最初の計画となること、「横浜市中期計画 2022-2025」では、基本戦略「子育てしたいまち次世代を共に育むまちヨコハマ」を掲げて、広く子育て世代に響く支援を進めていることを踏まえて、計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進める事項として、2つの重点テーマを整理します。

【重点テーマⅠ】 こどものウェルビーイングの向上

<背景>

(こども大綱・横浜市こども・子育て基本条例)

- 「こども大綱」では、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。
- 「こどもまんなか社会」の実現は、こどもが尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることにつながるとされています。それはすなわち「未来を創るこども一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育む」という、本計画で掲げる「目指すべき姿」そのものに通じます。
- また、「こどもまんなか社会」は、20代、30代を中心とする若い世代が、それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる社会であるとされています。
- 全てのこどもが、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができれば、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望を叶えることができます。「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」実現が、結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにもつながるとされています。
- 令和7年4月には、「横浜市こども・子育て基本条例」が施行されます。条例は、こども・子育てについての基本理念を定め、市の責務や市民、事業者及び学校等の「育ち学ぶ施設」の関係者の役割を明らかにし、また、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めた内容となっています。
- 「こども基本法」、「こども大綱」、「横浜市こども・子育て基本条例」の内容を踏まえたうえで、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、市全体で取り組んでいく必要があります。

(こども・子育て家庭を包括的に支える地域ネットワーク)

- こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、その課題に直面しているこども・若者への支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチしていく必要があります。
- また、困難を抱えながらも、SOS を発信できないこどもに対しても、地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届けていく必要があります。
- 「こども大綱」では、教育・保育、福祉、保健、医療等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制の構築が求められています。
- 特に、障害児・医療的ケア児への支援、慢性疾病・難病を抱えるこどもへの支援、児童虐待対策と社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援、こどもの貧困対策など、こどもや子育て家庭が抱える困難や課題に対して、ライフステージを通して、支援が行き届くことが必要です。
- また、昨今の課題として、こども・若者の自殺対策、性犯罪対策をはじめ、犯罪・事故からこどもを守る環境整備や、地域連携の中でのいじめ防止等の重要性も指摘されています。
- 「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」のこども本人への質問では、「横浜市がどのようなまちになってほしいか」との問いに対して「安全・安心なまち」と答えた人が最も多く、24.1%となりました。こどもが、安全・安心に過ごし、健やかに育つことができる環境が求められています。
- 多様化・複雑化するニーズや課題に対して、きめ細やかに対応していくためには、関係機関が連携し、地域が一体となってこどもとその家庭を支えるためのネットワークを構築していくことが重要です。地域における包括的な支援体制の構築・強化は、こどものウェルビーイング向上のための共通基盤となります。

(居場所・遊び場、体験活動の機会の充実)

- 遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。
- 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」では、乳幼児の育ちにとって「愛着」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠であるとされており、「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高めることがビジョンに盛り込まれています。多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援していくことが必要です。
- また、乳幼児に限らず、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながっていきます。

- 「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」のこども本人への質問では、「あったらいいなと思う場所」として「建物の中で、思いきり遊べる場所」「友だちとたくさんおしゃべりできる場所」「運動が思いきりできる場所」「建物の外で、思いきり遊べる場所」などに多くの回答が集まりました。
- すべてのこどもが、家庭や学校以外にも、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、そこで様々な遊びや学び、体験活動の機会に接することができ、自己肯定感を高められるよう、環境整備を進めていくことが必要です。

(こどもの意見表明・施策への意見反映)

- こどもにとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながっていきます。
- また、幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定あるいは意見表明の経験は、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながることから、こどもの意見を表明する機会の確保は、現在の、そして将来のこどもの幸せにつながるものです。
- 「こども基本法」では、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられました。
- こどものウェルビーイング向上のためには、こうした法の趣旨を社会全体で共有するとともに、こども自身がその内容について理解を深められるようにしていくことが大切です。
- こどもが対象となる幅広い施策・事業において、当事者であるこども自身が直接意見を表明できる機会を積極的に取り入れることなどについて、本市全体で取り組んでいく必要があります。

<方向性と主な取組内容>

こうした背景を踏まえて、重点テーマⅠ「こどものウェルビーイングの向上」に向けた3つの方向性を整理しました。

(1) 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築

(ア) 基盤づくり

こども家庭センター機能を区こども家庭支援課に段階的に設置し、こども・子育て家庭を包括的に支える基盤を整備します。

こども家庭センターでは、妊産婦やこども・子育て家庭からのあらゆる相談を受け止め、関係機関とともに個々のこどもとその家庭に応じた切れ目のない支援を行います。また、困難を抱えながらも

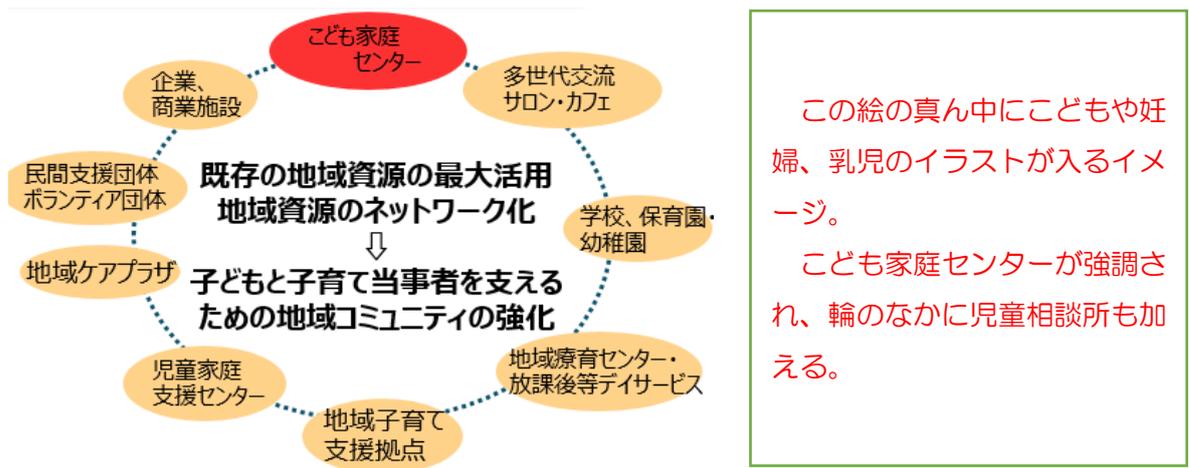
SOS を発信できない子どもや家庭をできるだけ早期に把握し、支援につなげられるよう、多様な関係機関との恒常的につながるためのネットワークを進めます。

また、個別の悩みや困りごとを抱える子ども自身が、相談・支援につながるができる環境を整えるとともに、子どもの SOS に気づくための地域の中での見守りや、子どもたちの安全・安心を守る取組を推進します。

(イ) ネットワーク構築

子ども家庭センターの担う役割として、地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行うとともに、関係機関等と課題を共有し、解決策を共に検討するネットワークをつくり、不足する地域資源については新たな担い手や地域資源を開拓します。

これらの取組により、子ども本人や子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備し、子ども本人に届く支援や、子どもと子育て家庭が地域社会の一員として支えられ、子ども一人ひとりが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできる地域づくりを進めていきます。



○主な取組内容

<子ども・子育て家庭を包括的に支える基盤整備とネットワーク構築>	
子ども家庭センター機能の設置	施策2
<子ども自身が相談・支援につながるができる環境づくり>	
青少年相談センター事業	施策6
地域ユースプラザ事業	施策6
若者サポートステーション事業	施策6
困難を抱える若者に対する SNS 相談事業	施策6
不登校児童生徒支援事業	施策6
地域等と連携したいじめ等の防止	施策6
ヤングケアラー支援事業	施策6
寄り添い型生活支援事業	施策6
寄り添い型学習支援事業	施策6
放課後学び場事業	施策6

外国につながる子どもたちへの支援事業	施策6
日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実	施策6
思春期・接続期支援事業	施策7
若年女性支援モデル事業	施策7
デートDV防止事業	施策7
<こどもの安全・安心を守る取組>	
学校と放課後事業が連携した小学生の見守り	施策4
地域防犯活動支援事業	施策9
よこはま学援隊	施策9
子どもの交通安全対策の推進	施策9
子どもの通学路交通安全対策	施策9
安全教育・防災対策の推進	施策9

(2) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び・体験活動の充実

各ライフステージを通して、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる居場所を充実させ、多様な体験活動や遊びに接することができる機会を創出します。

○主な取組

<こどもの居場所・遊び場、体験活動の充実>	
地区センタープレイルーム利用促進事業	施策2
保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場	施策2
未就学児に向けた「遊びと体験」ができる環境・機会の提供	施策2
こども・若者の居場所づくり	施策4
こども・青少年の体験活動の推進	施策4
プレイパーク支援事業	施策4
こどもログハウスリノベーション	施策4
子どもの文化体験推進事業	施策4
子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業 ・トップスポーツチーム連携事業	施策4
こどもと港とのふれあい機会の創出	施策4
MICE 次世代育成事業	施策4
横浜トリエンナーレ事業	施策4
フェスティバルによるにぎわい創出事業	施策4
芸術文化教育プログラム推進事業	施策4
文化施設運営事業	施策4
子どもアドベンチャーカレッジ事業	施策4
「こども食堂」等のこどもの居場所づくりに対する支援	施策4
地域における不登校の子どもの多様な居場所づくり	施策6
安全・安心な公園づくり	施策9

(3) 年齢や発達に応じて子どもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「子どもまんなか社会」に活かされる仕組み

各ライフステージを通して、多様な形で現れるこどもの思いや願いを受け止める姿勢をもち、その年齢・発達に応じて、子どもが意見を表明できる機会の確保に努めていきます。また、子どもが関わるあらゆる施策において、こどもの意見を施策に反映するための取組を継続的に進めていきます。

○主な取組

＜こどもの思いや意見を聴き、尊重するための取組＞	
「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進	施策3
保育・幼児教育研修及び園内研修・研究の推進	施策3
子ども・若者の意見を反映した事業の実施	施策4
こどもの意見を聴く取組の推進（障害児）	施策5
子ども・若者の意見を聴く取組の推進 (困難を抱えやすい子ども・若者)	施策6
こどもの意見を聴く取組の推進（ひとり親家庭）	施策7
児童相談所等の相談・支援策の充実	施策8
こどもの意見を聴く取組の推進（社会的擁護）	施策8
こどもの意見を聴く取組の推進	施策9

＜アウトカム指標＞

調整中

【重点テーマⅡ】子育て家庭が実感できる「ゆとり」の創出

＜背景＞

（世帯状況の変化、共働き家庭の増加）

○本市の一般世帯数は、2000（平成12）年の約135万世帯から増加を続け、2020（令和2）年時点で約174万世帯となっています。

○単独世帯が増加する一方で、第2章9ページにあるとおり、子どもがいる世帯は減少しており、6歳未満の親族がいる世帯数は、2000（平成12）年に約15.2万世帯（一般世帯数に占める割合：11.2%）でしたが、2020（令和2）年には約13.0万世帯（同：7.4%）となっています。

○三世同居世帯が減少し、核家族が増加するなど、世帯の規模が小さくなっており、2020（令和2）年時点で、6歳未満の親族がいる世帯の約95.8%が核家族となっています。

○子育て家庭の就労状況については、第2章11ページにあるとおり、ニーズ調査において、共働き世帯の割合は未就学児調査で68.6%（5年前から13.2ポイント増）、小学生調査で67.6%（5年前から9.5ポイント増）となっており、増加傾向にあります。

○共働き家庭のうち、夫婦共にフルタイム就労している割合を見ると、未就学児調査で46.1%（5年前から6.1ポイント増）となっており、同様に増加傾向にあることがわかります。

図表 世帯の就労状況の推移（2章・再掲）

データ調整中

（子育て家庭の不安・負担の増加）

○世帯状況の変化は、地域の住民がこどもや子育て世帯と接する機会の減少につながっています。加えて、核家族化により、近くに両親がいないなど祖父母世代の協力を得られにくいことなどが、子育て家庭が抱える不安感や負担感の一因となっているものと考えられます。

○市内外からの転入が多い地域では、身近に支援してくれる人がおらず、また土地勘もあまりないために孤立しやすい状況があります。

○共働き家庭の増加に伴い、女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）が解消に向かうなど男女共同参画が進む一方で、仕事と家事・育児の両立に悩む家庭も少なくありません。

○第2章 15 ページ・22 ページにあるとおり、ニーズ調査における「現在、子育てをされていて感じている困りごと」で「仕事との両立」を挙げた家庭の割合は、未就学児調査で45.7%、小学生調査で29.0%に及んでいます。

○また、市民意見交換会では、経済的な支援の必要性に加えて、親子のコミュニケーションを取るための時間や、リフレッシュを目的とした一人の時間確保の必要性について、多くの意見が寄せられました。

○仕事や家事、育児に追われ、時間的・精神的にゆとりのない状況が日常的に見られるようになっていきます。

○また、子育てに関する情報はあふれている一方、情報選択の難しさ、行政からの情報がタイムリーに必要な人に届きにくいといった課題が、現場の声として挙げられています。

○親子の身近な居場所については、地域による偏りや、利用にあたっての物理的・心理的なハードルの高さが指摘されています。

図表 子育ての悩みや困りごと（2章・再掲）

データ調整中

<市民意見交換会で出されたゆとりに関する意見（抜粋）>

- ・子どもを産んだ後、「大人と話したい」という気持ちが高まる。
- ・子どもを産もうとする時に一番悩む「経済的支援」はやはり大事。
- ・家事代行を利用している時間に、子どもに向き合うと決めた。
- ・「ちょっと話せる」「ほっとできる」「ぼーっとできる」みたいなことを求めている。
- ・夏休みシーズンの子どものご飯問題、送迎問題は非常に共感した。

(ゆとりある生活の必要性)

- 横浜市立大学と連携した「家庭と子育てに関するコホート研究（ハマスタディ）」では、夫婦が共にフルタイム勤務である子育て家庭の家事時間について、妻に比べて、夫は短い傾向となっており、さらに、妻の家事時間が長くなるにつれて、ウェルビーイングが低下する傾向となる調査結果が出ています。
- 「こども大綱」では、こども施策に関する基本的な方針の一つに「子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように取り組む」と示されています。
- 保護者が時間的、精神的、経済的なゆとりをもって日々の生活を送ることは、保護者がこどもに向き合う時間を充実させることにつながります。また、保護者が、子育てに対する不安や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じることは、こどもの健やかな成長につながっていきます。
- 子育て世代の「ゆとり」は、子育て中の親子の笑顔や幸せ、生活満足度の向上に欠かせない要素の一つと言えます、中期計画の基本戦略に掲げた「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を実現していくためにも、本市として子育て家庭のゆとりの創出に重点的に取り組んでいく必要があります。

図表 こどもの数と家事時間の関連（2章・再掲）

データ調整中

<方向性と主な取組内容>

こうした背景を踏まえ、本計画において重点テーマⅡとして「子育て家庭が実感できるゆとりの創出」を掲げました。「子育て家庭が実感できるゆとりの創出」に向けて、7つの方向性を整理したうえで、具体的な取組を「ゆとりへの架け橋プラン（仮称）」として、総合的に推進していきます。

<7つの方向性>

- (1) 子育て家庭の「時間的負担感が軽減」されている
- (2) 子どもの「預けやすさが実感」できている
- (3) 「小一」の壁が打破されている
- (4) 子育て家庭の「経済的負担感が軽減」されている
- (5) 子育ての困りごとがいつでも相談でき、「精神的負担感が軽減」されている
- (6) 子育て家庭がほしい情報に簡単にアクセスでき、「子育ての見通しが持てている」
- (7) 親子が「身近な遊び場・居場所で楽しむ」ことができている

○主な取組内容

主な事業・取組	7つの方向性	該当する基本施策
子育て応援アプリ「パマトコ」	(1) 時間貧困の解消 (6) 情報・子育ての見通し	施策2・9
にもつ軽がる保育園事業	(1) 時間的負担の軽減	施策3
中学校給食事業	(1) 時間的負担の軽減	施策4
保育園での夕食支援	(1) 時間的負担の軽減	施策9
楽家事応援団	(1) 時間的負担の軽減	施策9
一時預かり事業	(2) 預けやすさの実感	施策3
こども誰でも通園制度の実施	(2) 預けやすさの実感	施策3
保留児対策	(2) 預けやすさの実感	施策3
横浜子育てサポートシステム	(2) 預けやすさの実感	施策2
放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供	(3) 小1の壁の打破	施策4
小学生の朝の居場所づくり事業	(3) 小1の壁の打破	施策4
小児医療費助成事業	(4) 経済的負担の軽減	施策1
出産費用助成事業	(4) 経済的負担の軽減	施策1
妊婦健康診査事業	(4) 経済的負担の軽減	施策1
妊婦のための支援給付	(4) 経済的負担の軽減	施策1
断熱性能等を備えた良質な住宅の普及促進	(4) 経済的負担の軽減	施策9
妊産婦・こどもの健康医療相談事業	(5) 精神的負担の軽減	施策1
妊娠・出産相談支援事業 (にんしんSOSヨコハマ)	(5) 精神的負担の軽減	施策1
地域子育て相談機関の設置	(5) 精神的負担の軽減	施策1
地区センタープレイルーム利用促進事業	(7) 親子の身近な居場所	施策2
地域子育て支援拠点事業	(7) 親子の身近な居場所	施策2
親と子のつどいの広場事業	(7) 親子の身近な居場所	施策2
保育所子育て広場・ はまっこふれあい広場	(7) 親子の身近な居場所	施策2
こどもログハウスリノベーション	(7) 親子の身近な居場所	施策4
安全・安心な公園づくり	(7) 親子の身近な居場所	施策9
読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実	(7) 親子の身近な居場所	施策9

<アウトカム指標>

調整中

2 施策分野・基本施策とその関係性

「目指すべき姿」と「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、こどもへの支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策により、計画を推進します。

重点テーマⅠ	こどものウェルビーイングの向上
重点テーマⅡ	子育て家庭が実感できる「ゆとり」の創出
施策分野1 すべてのこども・ 子育て家庭への 切れ目のない支援	基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
	基本施策2 地域における子育て支援の充実
	基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続
	基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進
	基本施策5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実
施策分野2 多様な境遇にある こども・子育て 家庭への支援	基本施策6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実
	基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/ DV 被害者や困難な問題を抱える女性への支援
	基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進
施策分野3 社会全体での こども・子育て 支援	基本施策9 社会全体でこどもを大切にする地域づくりの推進

3 施策体系図

4 指標一覧

5 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性

ページの見方

①現状と課題

施策ごとに本市を取り巻く状況と課題を示しています。また、現状や課題を踏まえた必要性についても記載しています。

②施策の目標・方向性

現状・課題を踏まえ、計画期間における各施策の目標や方向性を示しています。

③アウトカムと指標

各基本施策において、「施策の目標・方向性」を評価し、施策の成果をわかりやすく示すため、アウトカム（達成したい最終的な状態）とその指標（生じた変化・効果を測るための指標）を設定しています。

④主な事業・取組

目標・方向性を踏まえ、計画期間に実施する事業や取組のうち主なものを掲載しています。また、各取組・事業に関連する、現時点で想定している5年間の事業量や直近の現状値などを示しています。

サンプルページの画像を挿入

施策分野 1

すべての子ども・子育て家庭への切れ目のない支援

基本施策 1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

現状と課題

(1) これから妊娠・出産・子育てを迎える若い世代の状況

- 若い世代の男女に向け、将来の妊娠・出産に備えて健康管理ができ、ライフプランを主体的に考えることができるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発等のプレコンセプションケアの取組を行うことが重要です。低年齢からの性に関する意識付けが必要で、その中でも思春期は、身体面・精神面ともに成長・発達による変化が大きい時期であり、性に関する不安や悩み等に対する相談支援の必要があります。
- ニーズ調査（未就学児）では子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験がない人が74.7%に上り、将来子どもを生み育てることのイメージが持ちにくくなっています。

図表 4-1 自分の子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験

（出典）横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児）

- 様々な事情により、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きにとらえることができない「予期せぬ妊娠」では、母子の健康に大きな影響を及ぼすばかりではなく、生後間もない頃からの虐待につながる場合もあります。妊娠・出産の悩みを一人で抱えることがないように、相談支援の体制等を充実させることが必要です。

(2) 妊娠・出産・子育て世代の現状と課題

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくありません。妊娠中から助産師・保健師等の専門的な相談支援を充実させるとともに、特に産前産後に安定した生活が送れるよう、家事や育児のサポートを行う支援が重要です。

図表 4-2 子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じるか

（出典）横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（小学生）

- 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策を充実させるとともに、地域の子育て支援に関わる人や医療機関等とのネットワークを築き、包括的な支援

の環境づくりを進めることが重要です。

○ こどもを産み育てたいと希望する人が妊娠・出産につながるよう、不妊治療による精神的な負担軽減への支援が必要です。

○ 35歳以上の高齢出産の割合は3人に1人となっています。出産年齢の高齢化により、産後の母親の心身の不調や育児の負担感等に影響が生じ、母体に過重な負担がかかっている状況が伺えます。妊娠・出産後も働き、仕事と家庭の両立に取り組む女性が増える中で、母親の健康への支援が重要です。

図表 4-3 出生時の母親の年齢の推移

(出典) 横浜市保健統計年報より作成

○ 約1割の産婦に「産後うつ」が発症すると言われており、心の不調を抱える妊産婦を早期に把握し、適切な支援を行う必要があります。

○ 妊婦歯科健診の市内の指定医療機関での受診率は43.6%であり、歯科口腔保健に関心を持ってもらえるよう妊娠期からの一貫した働きかけが重要です。また、むし歯がないこどもが増える一方で、一人で多くのむし歯があるこどもが存在し、口腔機能の健全な発育・発達につながる支援等が必要です。

図表 4-4 3歳児でむし歯のない者の割合

(出典) 地域保健・健康増進事業報告

○ 母子保健事業の充実を通じて、妊娠期からの児童虐待の予防に取り組むことが重要です。

○ 本市の調査によると子育て家庭の8割が妊娠から産後にかけて経済的な負担を感じており、時期を捉えた経済的な支援が必要です。

図表 4-5 妊娠・出産に関する経済的負担感

(出典) 出産費用及び妊娠から出産にかかる支援ニーズに関する調査

(3) 産科・周産期医療、小児医療の充実

○ 出生数は減少傾向にありますが、分娩取扱施設を確保・維持していくとともに、産婦人科、小児科医師の確保に向けた継続的な支援が必要です。また、産科拠点病院などにより、ハイリスク妊産婦、周産期救急の受入れやNICUなど周産期病床の充実、地域連携の継続が必要です。

○ 小児救急拠点病院は7拠点24時間365日体制で運営されていますが、少子化の進展による小児患者の減少も見込まれる中、安定的な医療提供体制を維持していくことが必要です。

- 救急相談センター（#7119）について、サービスを維持していくことが必要です。

施策の目標・方向性

(1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実

- プレコンセプションケアの取組の一つとして、将来、自分らしいライフプランを選択できるよう、低年齢から分かりやすく妊娠、出産も含めた健康に関する正しい知識を伝える取組を充実させます。
- 妊娠、不妊及び出産に関する悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、不妊・不育に関する相談体制や女性のための健康相談への対応を充実させます。
- 様々な事情から予期せぬ妊娠をした人等が一人で悩みを抱えることなく気軽に相談ができるよう、相談者一人ひとりの置かれている状況を丁寧に受け止め、相談支援を充実させます。

(2) 安全・安心な妊娠・出産に向けた産科・周産期医療及び小児医療の充実

- 周産期病床の確保とともに、ハイリスク分娩への対応や、産科医の勤務環境改善などにより、将来にわたり安定的に医師を確保し、より安全で安心な出産ができる環境づくりを進めます。
- 小児救急拠点病院について、24 時間 365 日体制を維持するため、需要動向を踏まえた検討を行います。小児の病気やケガの対応方法や救急相談センター（#7119）について、普及啓発を行います。
- 子育て世代の経済的な負担を軽減するとともに、慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。

(3) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

- 妊娠中から産後までの心身が不安定になりやすい時期に、必要な支援が受けられ、安心してこどもを産み育てられるよう、妊娠期の相談支援をより一層充実させます。
- 妊産婦に対する経済的支援を行うことで、妊娠期から出産後までの経済的な負担を軽減します。
- 妊婦健康診査の定期的な受診を促し、母体や胎児の健康管理を充実させるとともに、妊婦の経済的負担や不安の軽減を図り、母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や受診勧奨を行います。
- 妊娠中から歯の健康に関する正しい知識を持ち、主体的に予防の取組を行うことで、妊婦だけでなく家族の生涯にわたる健康増進につながるよう、妊婦歯科健康診査を実施します。
- 出産後に保健師、助産師等の専門職や地域の訪問員が訪問し、育児に関する不安・悩みの相談に応じ、親子が地域で孤立せずに、安心して育児ができるよう支援を行います。
- 産前産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に家事・育児の負担を軽減するための支援を行い、安定して生活を送れるよう支援します。
- 産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に把握し支援を行うため、妊娠期から地域の医療機関と連携するとともに、妊産婦やその家族に対し、産後うつに関する知識の普及啓発に取り組みます。
- 災害が発生した場合でも、妊産婦・乳幼児が心身ともに健康に過ごすための、適切な避難行動の啓

発や、避難場所の整備に取り組みます。

（４）乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実

○ 乳幼児の健やかな発育・発達を支援し、疾病や障害の早期発見・早期支援につながるよう、乳幼児健康診査や保健指導、訪問指導に取り組みます。また、継続的な支援が必要な場合には、関係機関と連携し適切な支援を行います。

○ 養育者の育児不安を軽減し、見通しを持って子育てができるよう、乳幼児健康診査等の機会を通じて、こどもの発育・発達段階に応じた正しい知識の啓発や育児力の向上につながる支援の充実に取り組みます。

○ 子育てを困難に感じる養育者が、悩みを一人で抱えることなく育児ができるよう、保健師・助産師等による個別相談や家庭訪問において、個々の状況に応じた支援に取り組みます。また、子育ての不安や孤立感を抱える家庭に対しては、継続的に訪問し相談支援を行うほか、ヘルパーを派遣するなど、安定した育児ができるよう支援します。

アウトカムと指標

アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
4か月健診で、お子さんに対して育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている	4か月健診の問診票から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	78.7%	81.6%
3歳児健診で、お子さんに対して育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている	3歳児健診の問診票から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	80.4%	83.0%

主な事業・取組

思春期保健指導事業

プレコンセプションケアの取組の一つとして、区福祉保健センターや学校等で、思春期の子どもやその親に対して、親子関係、思春期の性等について正しい知識の普及を図り、思春期の子どもの心身の健やかな成長を支援します。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
思春期保健指導事業参加者延べ人数	8,266人	8,511人

不妊・不育相談事業

妊娠にかかるプレコンセプション相談の一つとして、不妊や不育に悩む方に対して、不妊治療等に関する正確な情報提供や、相談者が個々の状況に応じて対応を自己決定できるよう支援するため、不妊・不育専門相談を行います。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
不妊・不育・専門相談件数	27件	40件

妊娠・出産相談支援事業		
<p>予期せぬ妊娠など、妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメール、SNS で気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、安全な妊娠・出産等への支援につなげます。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
にんしんSOSヨコハマ相談件数	583件	640件

妊婦健康診査事業		
<p>妊婦健康診査の定期的な受診を促し、母体や胎児の健康管理を充実させるとともに、妊婦の経済的負担や不安の軽減を図り、母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や受診勧奨を行います。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
妊婦健康診査受診回数	279,828回/年	298,317回/年

産科・周産期医療の充実		
<p>産科拠点病院の指定により政策的産科医療提供体制を確保します。併せて、分娩を取り扱う医療機関等の確保と産科医師及び小児科医師の負担を軽減するために支援を行います。</p> <p>また、周産期等の救急患者を受け入れる医療機関の機能の確保及び診療所等との連携を強化する周産期救急連携病院を指定し、横浜市の母体・胎児及び新生児等の二次救急患者受入れの円滑化を図ります。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
産科拠点病院数	3施設	3施設
周産期救急連携病院数	8施設	8施設

小児救急拠点病院事業		
<p>小児科医による24時間365日の小児救急医療を実施する医療機関を「小児救急拠点病院」として位置付け、安定的な運用を行います。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
小児救急拠点病院数	7施設	7施設

小児医療費助成事業
子育て世代の経済的な負担を軽減し、医療機関を受診しやすい環境を整えるため、所得制限無く0歳から中学生までのこどもの医療費の自己負担分を助成します。 【令和5年度実績】 対象者数：432,657人

養育医療事業
指定医療機関において医師が入院養育を必要と認めた未熟児の医療費の一部及び入院時食事療養費の自己負担分を助成します。 法に基づき医療費の自己負担を公費負担により軽減することで、必要な受療が促され、こどもの健康回復及び維持が期待できます。 【令和5年度実績】 対象者数：601人

妊婦のための支援給付						
子ども・子育て支援法に基づき、妊婦に対し、妊娠届出後と出生後にそれぞれ給付金を支給することにより、妊娠期から出産後の経済的負担を軽減します。 妊婦のための支援給付を行うに当たっては、児童福祉法に基づく妊婦等包括相談支援事業との支援を効果的に組み合わせて行い、妊娠期からの切れ目ない支援を行います。						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>想定事業量の名称</th> <th>直近の現状値 (令和5年度)</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給決定者数</td> <td>49,858人(※)</td> <td>49,994人</td> </tr> </tbody> </table>	想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度	支給決定者数	49,858人(※)	49,994人
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度				
支給決定者数	49,858人(※)	49,994人				

※出産・子育て応援金の支給決定者数

出産費用助成事業
出産費用への経済的な負担の軽減と地域格差の解消を目的として、出産育児一時金に上乗せして、市独自に最大9万円を助成することにより、出産費用を理由にためらうことなく安心して出産できる環境の整備を行います。 【令和6年度新規】

妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業
妊産婦・乳幼児の災害時の対応についての市民向けガイドラインの作成、およびその周知・広報など、災害に対する備えや、災害が発生した際に妊産婦、および乳幼児がいる家庭が安心して避難行動をとるための啓発を実施します。 また、乳幼児・妊産婦の避難を念頭においた地域防災拠点訓練実施の啓発、必要な備蓄品の拠点への配備など、災害時に妊産婦・乳幼児が安全に過ごすための避難環境の整備・検討を行います。

母子訪問指導事業		
<p>妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等への妊娠・出産・育児に関する保健指導や相談支援を行います。</p> <p>初めて子育てをなさるご家庭に対しては、訪問にて母子の健康状態や児の成長と一緒に確認し、安心して子育てができるよう支援します。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
第1子への訪問率	91.4%	92.7%

こんにちは赤ちゃん訪問事業		
<p>地域の訪問員が生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児情報の提供や養育者の話を聴くことにより育児不安の軽減を図るとともに、必要な場合は保健師等の支援につなげます。また、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで、日常的な交流のきっかけをつくり、こどもを地域で見守るまちづくりを推進し、児童虐待の予防にもつなげます。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
①訪問件数	22,564 件/年	23,567 件/年
②訪問率	98.3%	100%

産後母子ケア事業		
<p>産後の心身ともに不安定になりやすい時期（産後4か月未満）に、家族等から産後の支援を受けられず、また、育児不安が強いなど支援を必要とする方を対象に、助産所・産科医療機関でデイケアやショートステイを実施し、心身の安定を図り育児不安を早期に軽減します。また、産後4か月未満の外出が困難な方を対象に、授乳トラブルや母乳育児への不安解消を目的として、訪問型の産後母子ケア事業を実施します。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
①訪問型実利用者数	1,097 人/年	2,256 人/年
②訪問型延べ利用回数	2,000 回/年	4,286 回/年

産前産後ヘルパー派遣事業		
家事・育児のサポートを必要とする妊婦及び生後5か月未満の乳児（多胎児の場合は生後1年未満）がいる家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の負担軽減を図り、安定した生活を送れるよう支援します。		
想定事業量の名称	直近の現状値 （令和5年度）	令和11年度
産前産後ヘルパー派遣世帯数	1,383 世帯／年	1,860 世帯／年

産婦健康診査事業		
産婦健康診査（2週間・1か月）の費用の一部助成や受診勧奨を行うことにより、精神的に不安定になりやすい産後間もない母親の、身体的機能の回復や授乳状況及び心の健康状態を把握するとともに、支援が必要な産婦に対し、医療機関と区福祉保健センターが連携して適切な支援を行います。		
想定事業量の名称	直近の現状値 （令和5年度）	令和11年度
① 1か月健診の受診率	87.2%	90.0%

産後うつの早期支援に向けたネットワーク構築
産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に発見し、適切な支援を行うことができるよう、妊産婦メンタルヘルス連絡会等を開催し、産科等の医療機関と行政機関が連携する仕組みづくりや、生活圏において地域の関係機関が相互理解を深め、顔の見える関係性を構築するための取組を進めます。また、妊産婦やパートナー、家族など周囲の人が産後うつに気づき、適切な対応ができるよう、産後うつに関する理解を促進するための啓発を進めます。

乳幼児健康診査事業等		
<p>先天性の異常や障害の早期発見・早期治療等を図るため、新生児を対象に、先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施します。また、生後1か月・7か月・12か月に市内小児科医療機関で、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に区福祉保健センターで乳幼児健康診査を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。さらに、3歳児を対象に、視覚・聴覚の異常を早期に発見し適切な支援を行うため視聴覚検診を実施します。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
区福祉保健センター 乳幼児健康診査受診率	4か月児健診 97.2%	4か月児健診 97.0%
	1歳6か月児健診 96.2%	1歳6か月児健診 96.7%
	3歳児健診 96.2%	3歳児健診 97.0%

歯科健康診査事業		
<p>妊娠期における歯科疾患の予防・早期発見・早期治療につなげ、母体と胎児の健康の保持増進を図るために、妊婦歯科健康診査を行います。また、乳幼児期の口腔状態や生活状況等の養育環境を把握し、こどもの健全な発育を図るために、乳幼児歯科健康診査及び歯科相談を行います。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
①妊婦歯科健康診査受診率	43.6%	50.0%
②3歳児でむし歯のない者の割合	94.8%	95%以上に維持
③3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合	1%	0%

育児支援家庭訪問事業		
<p>育児不安や不適切な養育のおそれがある養育者、心身の不調等でこどもの養育に支障がある養育者に対して、過重な負担がかかる前の段階において、不安や負担感を軽減し、安定した養育が可能になるよう、継続した支援を行います。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
①育児支援家庭訪問世帯数	383 世帯/年	407 世帯/年
②育児支援ヘルパー派遣回数	2,216 回/年	2,240 回/年

妊産婦・こどもの健康相談事業		
子育ての不安を軽減するため、「子育て応援サイト・アプリ（仮称）」を通じて、妊産婦及び未就学児の養育者が、こどもの医療、健康、育児等に関して、無料で医師等に相談できる事業を実施します。		
想定事業量の名称	直近の現状値 （令和5年度）	令和11年度
妊産婦・こどもの健康相談 利用件数（延べ）	約 1,453 件／年 （令和5年港北区） 対象：妊産婦及び 0歳児	約 27,000 件／年 対象：妊産婦及び 未就学児

本施策2 地域における子育て支援の充実

現状と課題

(1) 地域での子育て支援の場と機会の必要性

○ 地域での子育て支援の場を利用している(令和5年度調査については、「過去に利用していた」含む)親子の割合は、前回調査に比べて増えています。一方で子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりすることがあった(「よくあった」「時々あった」の合計)と6割弱の人が回答しており、支援ニーズは依然高い状況にあります。

図表 4-6 地域での子育て支援の場を利用している親子の割合

(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(未就学児)

※ 平成25年度、平成30年度調査の選択肢は「利用している」「利用していない」だが、令和5年度調査の選択肢は「利用している」「過去に利用していた」「利用していない」に変更されている点に留意。

※ 地域子育て支援拠点、親と子の集いの広場、私立幼稚園等はまっこ広場、認定こども園及び保育所子育て広場、子育て支援事業のいずれかを利用している親子の割合

図表 4-7 子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりすること

(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(未就学児)

○ 前回調査から3.4ポイント増えた22.0%の方が祖父母や親戚など「子育てに対する周囲の支えがない」と回答していることから、孤立した子育てになりやすい環境にあることがうかがえます。

○ このような環境の中では、子育て家庭が日常的に感じる小さな疑問や困りごとを、大きな悩みになる前に、気軽に相談し解決できる場を、子育て家庭の日常の中の身近な場所に作ることを求められています。

(2) 妊娠期からの支援の重要性

○ 初めて子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがない保護者は、74.7%となっており、日常生活の中で子どもと接する機会がなく、子育ての具体的なイメージを持たないまま親になる人が多い状況を示しています。これらの人については、子育てについて不安を感じたり自信を持てなくなったりしたことがある割合が比較的高い傾向にあります。このことから、「出産・子育てのイメージを持つこと」が、安心して子育てをするために大切です。

○ 特に生活が大きく変化する妊娠期からの支援に重点を置き、見通しを持ち、安心して子育てをスタートできるように支えることが重要です。また、保育所へ入所する児童が増え、地域の親子の居場所を利用する期間が短期化することで、地域とつながりをつくる機会が減少するため、妊娠期間(特に産前

休暇期間)から地域の親子の居場所を周知し、短期化に対応する必要があります。

○ さらに、地域の子育て支援施設の利用目的のうち「子どもの遊び、子ども同士の交流」や「保護者同士の交流」が多くなっており、仲間づくりの場の提供への期待が大きいことにも着目する必要があります。妊娠期からの保護者同士の仲間づくりを支援することも、地域での子育て支援に求められる役割と言えます。

図表 4-8 地域の子育て支援施設の利用目的

(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(未就学児)

○ 地域の子育て支援施設は、妊娠期からの利用や見学が可能ですが、産前の認知度は低く、認知度を上げるために周知を図るとともに、出産前に利用者となることが難しいため、出産後「初めて行く場所」にせず、行くハードルを下げる必要があります。

○ 父親の育休・育児参加の増加に伴い、地域の子育て支援施設においても、母親を前提とした支援からの転換が必要です。

(3) 個々の家庭状況やニーズに応じた支援の実施のための、支援の質の維持・向上

○ 子育て家庭の置かれる状況が多様化することに呼応し、支援のニーズも複合化しています。

○ 第1期から、それぞれの親子に寄り添った対応や、より個別性の高い相談内容への対応を充実させるために、地域子育て支援拠点で利用者支援事業(基本型)を開始するなど、相談機能の充実を図ってきました。

図表 4-9 地域子育て支援拠点における相談件数

(出典)

○ 引き続き、支援の質の維持・向上に取り組むことが重要となります。担い手一人ひとりのスキルアップを図っていくと共に、担い手同士の連携による質の向上も求められます。さらに、これまで地域の支援を利用していなかった、あるいは利用しにくかった方にも利用していただけるよう、支援方法を検討するなどの対応が必要です。

(4) 地域ぐるみで子育てを支える環境づくり

○ 少子化や地域でのつながりの希薄化が進む中、孤立しない子育てのためには、日常生活の中で、気軽に声を掛け合い、助け・助けられる地域でのつながりが重要と言えます。子育て家庭同士でのつながりだけでなく、様々な世代、立場の方に、子育て家庭に目を向けてもらい「子育てを温かく見守る地域

づくり」を進めていくことが必要です。その中では、「こどもの世話をしたことがないまま親になる人」が減るよう、これから親になる世代に関わってもらうことも、大切な視点です。

○ また、時に「支援する側・される側」という枠を超えて、互いに支え合うことを通し、保護者が地域社会に関心を持ち、子育て支援や他の地域活動の次の担い手になるような働きかけを継続することも、地域づくりには大切です。

○ 親子の居場所の利用者からも「居場所に来ることで参加者同士や地域とのつながりができていることを実感する」との声が事業者に寄せられています。「地域に子育てを助けてくれる人がいる」「近所づきあいが楽しい」と感じ、地域のことを「我がこと」として皆で考えていける気運の醸成に努めることが重要です。そのため、こども家庭センターと地域資源が連携し、地域の子育て支援に関わる人と協力しながら、「地域づくり」を念頭に置いた支援を展開する必要があります。

施策の目標・方向性

(1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実

- こどもや子育て中の保護者にとって、身近で安心できる場で、様々な人と出会い、交流することは、豊かな子育て環境を整えるために大切です。そのため、引き続き、親子にとって身近な居場所の拡充と、その認知度の向上を図ります。また、安心して出産・子育てができるよう、家庭の養育力の向上、妊娠期からの支援、及び父親や祖父母等、家族全体への支援の充実に取り組みます。
- これまで地域での子育て支援を利用していなかった親子も、気軽に利用できるよう、出張ひろばやオンラインも活用したアウトリーチの支援の充実を図ります。
- 子育て中の親子の協力を得て、中学生・高校生が子育て中の親子と触れ合うことのできる場や機会を作ることで、若い世代に命の大切さや子育てに関心を持つ機会を提供します。

(2) 幼児期の豊かな「遊びと体験」の提供

- 日常の子育てを楽しく、安心して行うために、「こどもを遊ばせる場や機会の提供」の充実に取り組みます。
- 多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、こどもの興味・関心に合わせた「遊びと体験」を提供します。

(3) 保護者・養育者が気軽に相談できる場や機会の確保

- 区役所や身近な親子の場所など対面での相談場所やインターネット、SNS やメールなど、対象者に応じた相談の場や機会の充実に取り組み、子育ての不安感解消につなげます。
- 情報感度の高い保護者だけではなく、情報につながる事が難しい家庭や自ら SOS を発信することの少ない家庭世帯への支援を行います。

(4) 地域における子育て支援の質の向上

- 支援を充実させることと合わせて「保護者が自分に合った支援を選ぶ」ことも大切となります。それぞれの家庭に寄り添い、ニーズに応じた施設や制度を円滑に利用できるよう、相談支援や情報提供の充実、関係機関同士の連携、地域のネットワーク強化を図り、必要な支援を紹介するなど、きめ細やかな支援を行います。
- 多様な家庭の支援ニーズに適切に対応するため、支援者を対象に、体系的に研修を実施するなど、地域における子育て支援の質の維持・向上に取り組みます。

(5) 地域ぐるみでこども・子育てを温かく見守る環境づくり

- 子育て支援に関わる人材の発掘・育成に係る取組を継続します。「支援する側とされる側」という枠

を超え、親子同士あるいは親子に関わる人が互いに「支えられる安心・支える喜び」を感じることで、子育て家庭が次の支援の担い手となるような丁寧な取組を推進します。

○ 子育て家庭に関わる人だけでなく、多くの方が子育て家庭に心を寄せ、温かく見守る気運を醸成する取組を推進します。子育ての現状や支援の必要性を地域の住民が理解できるよう、機会をとらえて働きかけを行うと共に、様々な施設・機関・地縁組織、人が持つ多様な強みを活かして、子育て家庭を支えるつながりづくりに取り組みます。

アウトカムと指標

アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
親子の居場所の利用を通じて、つながりをつくったり、情報が得られている。	親子の居場所の利用有無 (利用していた・過去に利用していた)	50.6%	55%
子育てについて不安を感じる方が減少する。	現在の子育てについて、不安を感じたり、自信が持てなくなること (よくあった・時々あった)	58.3%	55%
子育て家庭が地域に見守られている。	子育てをされていて地域社会から見守られている、支えられていると感じる (そう感じる・どちらかといえばそう感じる)	39.2%	55%

主な事業・取組

地域子育て支援拠点事業

各区に1か所（サテライト設置区は2か所）ある妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設です。親子が遊び、交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中でのこどもの預かり合いの促進等を行います。また、拠点外での支援の実施など、拠点を利用していない親子への積極的なアプローチ、子育てサークルの活動支援、地域における子育て支援の啓発等も行います。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
①箇所数	26か所	28か所
②施設外での居場所の実施箇所数	3か所	18か所

地域子育て支援拠点における利用者支援事業

子育て中の親子の個別ニーズに応じて、多様な保育・教育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、各区の地域子育て支援拠点及び拠点サテライトにおいて、情報提供・相談・援助・助言などを行います。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
実施箇所数	26か所	28か所

<p>地区センタープレイルーム利用促進事業</p> <p>地区センターのプレイルームにおいて、絵本や本棚、知育玩具等を充実させるなどのリニューアルを行い、利用促進を図ります。</p> <p>また、ボランティアによる本の読み聞かせ会などを開催し、本に触れ合う機会を創出するなど、子育て支援に関する活動を展開し、いつでも気兼ねなく立ち寄れる親子のための身近な居場所づくりを進めます。</p> <p>【令和5年度実績】</p> <p>地区センター乳幼児利用者数：334,380人</p>
--

<p>地域子育て相談機関の設置</p> <p>利用者にとって、敷居が低く、物理的にも近距離に地域子育て相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことで、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やします。</p>		
<p>想定事業量の名称</p>	<p>直近の現状値 (令和5年度)</p>	<p>令和11年度</p>
<p>実施箇所数</p>	<p>0か所</p>	<p>28か所</p>

<p>親と子のつどいの広場事業</p> <p>マンションの一室や商店街の空き店舗などを活用し、主にNPO法人などの市民活動団体が運営しています。親子が気軽に集い交流する場の提供や、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。</p> <p>また、一部の親と子のつどいの広場においては、普段から利用されている方のこどもを対象に、広場のスペースを活用した一時預かりを行います。</p>		
<p>想定事業量の名称</p>	<p>直近の現状値 (令和5年度)</p>	<p>令和11年度</p>
<p>実施箇所数</p>	<p>74か所</p>	<p>87か所</p>

<p>保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場</p> <p>子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所や幼稚園の資源を活用して、施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供を行うなど、地域子育て支援の場を提供します。</p>		
<p>想定事業量の名称</p>	<p>直近の現状値 (令和5年度)</p>	<p>令和11年度</p>
<p>実施園数(常設園数)</p>	<p>75園</p>	<p>136園</p>

子育て支援者事業		
保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流を勧めたり、相談に応じたりしています。		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
会場数	177会場	190会場

未就学児に向けた「遊びと体験」ができる環境・機会の提供		
各親子の居場所（地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場等）で行われている取組を踏まえて、図書館等の公共施設、プレイパークや、民間企業等と連携し、様々な人や自然・絵本を通じ、子どもの主体的な遊びを親子一緒に体感できる環境・機会を提供します。		
【令和6年度新規】		

体系化された研修による、地域子育て支援スタッフの育成		
地域子育て支援の場（地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば等）のスタッフを対象に研修を実施します。保護者の子育てに対する不安や相談への対応などの対人支援スキル、地域の子育て支援の資源に対する幅広い知識、こどもの安全や育ちに関する知識などについて、経験年数や、施設内で果たす役割等に応じた体系的な研修プログラムを組み、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図ります。		
【令和5年度実績】		
研修実施回数：4回、参加者数：130人		

子育て応援アプリ「パマトコ」		
「子育て応援サイト・アプリ『パマトコ』」を通じて、子育てに関する手続きのオンライン化を図るとともに、子育てに必要な情報を集約し、保護者・こども一人ひとりに合わせて提供します。		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
対象となるこどもの年齢	未就学児まで	中学生まで

横浜子育てサポートシステム		
<p>横浜子育てサポートシステムは、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動です。「こどもを預かってほしい人」が利用会員として、「こどもを預かる人」が提供会員として登録し、会員相互の信頼関係の下にこどもの預かりあいを行います。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
延べ利用者数	66,619人/年	87,730人/年

子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）		
<p>小学生以下のこどものいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店で「ハマハグ会員証」を提示すると、入店の際のちょっとした心配りや、子育てにやさしい設備・備品の提供、割引・優待など、子育てを応援する様々なサービスが受けられます。子育て中の親子が楽しく、気兼ねなく外出することができますとともに、事業を通じて地域全体で「子育てを温かく見守り、応援するまち・横浜」を目指しています。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
新規協賛店舗数（5年間累計）	126件	750件（累計）

こども家庭センター機能の設置		
<p>改正児童福祉法の施行に伴い、「こども家庭センター」機能を区こども家庭支援課に設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を強化し、こどもや子育て当事者のニーズにあった支援計画（サポートプラン）の作成や、地域における子育て支援の基盤づくりを行います。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
実施箇所数	3か所	18か所

基本施策5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

現状と課題

(1) 地域における療育や保護者支援の充実

- 障害やその療育等について多くの情報が様々な媒体を通じて行き交うようになり、保護者や学校・保育所等が、障害のある子との関わり方等について悩みや不安を感じるが増えています。そうした悩みや不安に寄り添い解消するために、適切な情報提供や支援の体制づくりが求められています。
- 地域療育センターの新規利用児が年々増加している中、利用者への初期支援は充実しつつあります。3歳未満の児童や集団療育を卒園した児童（学齢児）が必要な支援を適切な時期に受けられるような支援のあり方が求められています。

図表 4-10 地域療育センターの利用申し込み数

(出典)

- 障害児の支援は、本人だけでなく保護者への支援も有効であると考えられています。保護者が児童へのかかわり方を学ぶペアレントトレーニングや、障害児を育てた経験のある保護者と相談できるペアレントメンター等の実施等の保護者支援が求められています。

(2) 障害児施設等における支援の充実

- 障害児通所支援は、ニーズの増大に対応して事業者数が年々増加しており、数多くある事業所の中からそれぞれの児童の特性や保護者のニーズに合った支援を行うことができる事業所を選ぶことが難しくなっています。また、提供されるサービスの質の維持・向上だけでなく、事業所の事務効率化や運営の適正化に向けた支援を行う必要があります。特に、虐待の防止に向けた具体的な取組の実施や、重症心身障害児や医療的ケア児等が安心して利用できる体制を充実させる必要があります。
- 事業所の不足等により、全国平均に比して障害児相談支援の利用率が低い状況が続いています。障害児本人の意見を尊重し必要なサービスを受けられるようにするためにも、障害児相談支援の充実が求められています。
- 障害児入所施設において強度行動障害などの障害特性に応じたきめ細かな支援ができるよう（児童のプライバシーや人権に配慮するため）個室化を行う等児童の生活環境改善を図るほか、職員による支援の質を高めるためにもメンタルケアなどにより勤務環境を向上する必要があります。
- 成人期が近づくにつれ利用できるサービスや暮らし方が変わっていくため、早い段階から成人期を見据えた支援を行うことが重要です。特に障害児入所施設に入所している児童に対しては、成人期の生活への移行がスムーズに行われるよう支援を充実させる必要があります。

(3) 医療的ケア児・重症心身障害児等への支援の充実

- 医療技術の進歩により医療的ケア児等が増加しています。
- 医療的ケア児等が安心して生活できるように、医療・福祉・教育等の多分野にわたる相談・調整を行うコーディネーターを配置し、関係機関と連携した支援に取り組んでいます。
- 医療的ケア児等の保育・教育施設等での受入れを推進しています。これらを継続しつつ、医療的ケア児等の将来を見据え、保育・教育・福祉分野における受入れをさらに推進していく必要があります。
- 家族の負担軽減のために病院での一時的な受入れを行うことに加えて、より気軽に利用できる預け先を増やすことが求められています。
- 必要な支援へつなげるために、医療的ケア児等の実態を継続して把握する仕組みづくりが求められています。
- 小児がん等の慢性的な疾病によって療養を必要とする児童等の健全な育成と自立の促進を図るための取組を推進していく必要があります。

図表 4-11 メディカルショートステイの登録件数

(出典)

(4) 療育と教育との連携の推進等による切れ目のない支援

- 将来の自立に向けて切れ目のない支援を実現するため、放課後等デイサービス等の通所支援事業所と学校の連携をさらに深めるなど、関係機関全体で支援を行う体制づくりが求められています。
- 医療・福祉分野等におけるトランジションの課題を整理しつつ、18歳の壁など児童から成人へとスムーズに移行できるよう、切れ目のない支援が求められています。

(5) こどもの意見を聞く取組等の推進

- こどもの意見を聞く取組について、言語的な意見・意向の表明が困難な場合も念頭に置きながら、その手法等実施に向けた検討を進めていく必要があります。
- 幼少期・学齢期から様々な場面で障害や医療的ケアの有無に関わらず、人と人が出会い、つながることを通して、障害への社会全体の理解を深めていくことも重要です。

施策の目標・方向性

(1) 地域療育センターを中心とした地域における障害児支援の充実

- 地域療育センターにおいて、療育を必要とする児童が必要な支援を適切な時期に受けられるよう、ひろば事業などの初期支援の充実を図ります。また、児童発達支援センターとして地域における障害児支援の中核的な役割を担うため、地域支援に係る取組を強化します。
- ペアレントトレーニングやペアレントメンター等、保護者支援に係る取組について、保護者のニーズに即した取組を実施し、地域訓練会等の既存の取組とともに推進します。

(2) 将来の自立等に向けた療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実

- 幼稚園・保育所・地域療育センター等の関係機関等と学校との情報共有や連携を推進し、障害のある子どもの就学支援の充実を図ります。
- 障害等により特別な支援が必要な児童生徒に対し、それぞれの地域で学校と障害児通所支援事業所をはじめとする地域の関係施設・関係機関とが支援の目標共有等を行うことにより、連携を強化し、切れ目のない支援に取り組みます。
- 保護者の就労等によるニーズの多様化を踏まえたサービスの充実を図ります。
- 研修などを通じた人材育成の支援や事業所への訪問による指導の実施を通して、障害児通所支援事業等のサービスの質の向上を図ります。

(3) 障害児相談支援をはじめとする相談支援の充実

- 障害児相談支援事業所を増加し、障害児相談支援を必要とする方が障害児相談支援を受けられることを目指します。
- 学齢前期から学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児及び保護者が、自立した成人期を迎えられるよう、相談支援体制の充実を目指します。

(4) 障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進

- 強度行動障害などの障害特性に応じたきめ細かな支援ができるよう、老朽化した障害児入所施設の再整備を行い、居室の個室化・少人数化やユニット化を進めるとともに、職員のメンタルケアなど勤務環境を向上させるための支援の充実を図ります。
- 早い段階から成人期を見据えて、入所児童の意向等を確認しながら障害児入所施設から成人期の生活へスムーズに移行できるようにします。

(5) 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実

- 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活を支援するために市内方面別に多機能型拠点の整備を進

めます。また、在宅生活において必要とする医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整し、関係機関と連携した支援の充実を図ります。

○ 医療的ケアが対応可能な医療・教育・福祉分野の受入れ体制の充実を図ります。また、成人期につながる受入れ先の充実に取り組みます。

○ 一人ひとりの状態や状況にあった医療的ケア児等のレスパイトサービスなどの新たな施策を検討します。

○ 医療的ケア児等にとって必要なサービス等の利用状況等を把握するために、実態を継続的に把握する仕組みづくりを検討します。

○ 医療的ケアが必要な重症心身障害児等を在宅で介護する家族の負担軽減と生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに病院での受入れを引き続き行います。

○ 小児がん等の慢性的な疾病によって療養を必要とする児童等への相談支援を継続的に実施するとともに、児童等のニーズを踏まえた健全育成と自立促進の取組を進めます。

(6) 障害への理解促進

○ 障害のあることとその家族が安心して地域の中で生活し、健やかに成長できるよう、障害の区別なく共に暮らす社会を目指して、市民の障害への理解を促進します。特に、乳幼児期、学齢期から相互理解に向けた教育や取組を進めていきます。

アウトカムと指標

アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
障害のある児童の受入れを行う保育所等が抱える悩みや不安が解消される	地域療育センターが実施する保育所等への巡回訪問回数	2,496回	3,500回
保育所等に通う医療的ケア児への支援力が強化され、医療的ケア児が安心して通園できる。	保育所等医療的ケア児支援看護師研修受講者アンケートで研修内容が日頃の業務に活用できると回答した方の割合	91.8%	100%

主な事業・取組

地域療育センター運営事業

様々な専門職が連携して実施する「療育」に加えて、児童の主体性を大事にし、自らの育つ力を支える「発達支援」、家族に寄り添い子育ての力を高める「家族支援」、地域で成長していくことを支える「地域支援」等の役割を果たすために、利用申込後の初期支援の充実を図るほか、国が定める児童発達支援センターの機能や役割等を踏まえながら支援の充実に取り組みます。主な取組として、区福祉保健センターのとの連携や保育所や学校等への巡回訪問による技術支援、障害児相談支援等を行います。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
巡回訪問実施回数	2,496回	3,500回

保育・教育施設等における障害のあるこどもの受入れ推進（再掲）

障害のあるこどもに関する保育・教育施設等の利用相談において、保護者へ施設の情報などを提供するなど、保護者に寄り添った対応を行い、市内の保育・教育施設等における受入れを推進していきます。

また、保育士・教諭等を対象とした障害のあるこどもへの理解を深めるスキルアップ研修等を実施するとともに、障害のあるこどもの受入れ園に対する環境整備等を充実していきます。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
保育・教育施設等における障害のあるこどもの受入れ	推進	推進

放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受入れ推進（再掲）		
「放課後キッズクラブ」、「放課後児童クラブ」において、障害のあるこどもや、医療的ケアを必要とするこどもなど、配慮を必要とする児童の受入れの促進に繋がるよう、研修や支援の充実に取り組んでいきます。		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
放課後児童育成事業における 障害児・医療的ケア児の受入れ推進	推進	推進

障害児相談支援をはじめとする相談支援の推進		
障害児相談支援の利用を希望する方が障害児相談支援を利用できるようにするため、障害児相談支援事業所の拡充を推進します。		
また、学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害のある児童が安定した成人期を迎えられるよう、生活上の課題解決に向けた診療、相談、学校等関係機関との調整などの支援を行います。		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
障害児相談支援事業所数	119か所	220か所

保護者教室の開催		
特別な支援が必要なこどもの保護者を対象として、こどもの特性を踏まえた家庭での関わり方のヒントを伝える保護者教室を開催し、子育ての不安解消につなげます。		
【令和5年度実績】		
年間開催数：7回		

療育と教育との連携強化等による学齢期の障害児支援の充実		
こどもの就学に当たり、幼稚園・保育所・地域療育センター等の関係機関等と学校との情報共有や円滑な引継ぎ等を行う等により連携を推進します。		
一人ひとりの教育的ニーズに的確に答え、その変化にも柔軟に対応できる多様な学びの場の提供・充実に取り組みます。併せて、障害のあるなしにかかわらず、可能な限り子どもたちが共に学ぶ機会の充実に取り組み、相互に認めあい、支えあい、誇りをもって生きられる社会を目指します。		
併せて、教職員の特別支援教育に係る専門性の向上や地域で学校と障害児通所支援事業所をはじめとする地域の関係施設・関係機関との連携強化等に取り組みます。		
【令和5年度実績】		
個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づき、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援がされ、児童生徒の成長につながっていると感じている保護者の割合：94.7%		

障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上		
<p>障害児が療育や余暇支援を受け、放課後や長期休暇に安心して過ごすことができる場を確保するため、保護者のニーズや国の動向等も踏まえながら放課後等デイサービス事業所を拡充します。また、集団指導や運営指導等によるサービス提供状況の確認・指導に加えて、研修などを通じた人材育成の支援や、事業所間及び学校をはじめとする地域の関係機関並びに地域住民との連携を進め、サービスの質の向上を図ります。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
①主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所数	11か所	18か所
②主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所数	33か所	36か所

障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進		
<p>障害児入所施設において、障害特性に応じたきめ細かな支援ができるよう、老朽化した施設で現状では多床室となっている居室の個室化を図るなど再整備を進めるとともに、職員のメンタルケアなど勤務環境を向上させるための支援の充実を図ります。</p> <p>また、早い段階から成人期を見据え、入所児童の意向等を確認しながら入所児童が成人期の生活へスムーズに移行できるようにします。</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
18歳を超えて福祉型障害児入所施設に入所 する者	0人	0人

医療的ケア児・者等支援促進事業の推進

医療的ケア児・者や重症心身障害児・者のライフステージに応じた在宅生活を支援するため、医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整するコーディネーターを配置します。また、地域における更なる支援の充実に向けて、医療・福祉・教育分野等の関係機関が一堂に会し、課題共有、意見交換、対応策等の検討を行います。受入体制の充実を図るため、医療的ケア児・者等の受入れを積極的に行う際に必要な知識・技術の普及啓発を行う支援者を養成します。

加えて、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業等の拡充や一人ひとりの状態や状況にあったレスパイトサービスなどの検討により、医療的ケア児や重症心身障害児の利用サービスの充実を図ります。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
①コーディネーターの配置	10人	12人
②支援者の養成	241人(累計)	541人(累計)

メディカルショートステイ事業の推進

在宅重症心身障害児・者の多くは医療的ケアを必要とし、人工呼吸器等の高度な医学的管理が必要な方も増えていることから、重症心身障害児・者本人及び在宅生活を支える家族のために、療養環境の整備・充実を図ります。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
①協力医療機関数(累計)	11病院	11病院
②利用登録者数	462人	660人

保育・教育施設等における医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進(再掲)

医療的ケアを日常的に必要とするこどもの特性や成長に合わせ寄り添った支援を行えるよう、保育・教育施設等の理解を深める研修を実施するとともに、制度や環境整備の充実を図り、市内の保育・教育施設等における受入れを推進していきます。

また、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な医療的ケア児サポート保育園を推進していきます。

想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
医療的ケア児サポート保育園 認定園数	20園	推進

育成医療給付事業
<p>身体に障害を有する児童または現存する疾患を放置すると障害を残す恐れのある児童の医療費の自己負担分を助成します。</p> <p>法に基づき医療費の自己負担を公費負担により軽減することで、必要な受療が促され、こどもの健康回復及び維持が期待できます。</p> <p>【令和5年度実績】 対象者数：134人</p>

小児がん患者のがん対策の推進		
<p>小児がん患者の医療の質の向上に向けて、横浜市小児がん連携病院（※）と連携し、小児がんを専門とする医師の育成、小児がん患者の長期フォローアップ、相談支援の充実等に取り組みます。</p> <p>長期にわたる入院や入退院の繰り返しにより、同世代との交流が制限されてしまう小児がん患者等を対象に、メタバース（仮想空間）を活用した交流の機会を提供します。</p> <p>小児がんの理解促進のため、市民向け動画を作成し、映画館での広告上映や SNS を通じて広報を推進します。</p> <p>（※）小児がんに対応する専門性の高い診療を行う市内3病院（神奈川県立こども医療センター、済生会横浜市南部病院、横浜市立大学附属病院）を「横浜市小児がん連携病院」に指定</p>		
想定事業量の名称	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度
横浜市小児がん連携病院への チャイルドライフスペシャリストなどの配置	2病院 (令和5年度実績)	3病院

小児慢性特定疾病医療給付事業	
<p>慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を補助します。また、病気を抱えながらも児童や家族が安心して自立した生活を送ることができるよう、ニーズに沿った取組を充実させます。</p> <p>【令和5年度実績】 対象者数：2,768人</p>	

こどもの意見を聞く取組の推進	
<p>言語的な意見・意向の表明が困難な場合も念頭に置き、必要な手法や配慮等を検討しながら、障害のあるこどもの意見を聞く取組を推進します。</p>	

市民の障害理解の促進

世界自閉症啓発デーに合わせ、一般社団法人横浜市自閉症協会と横浜市の協働により、自閉症をはじめとする発達障害について普及啓発を実施します。よこはまコスモワールド大観覧車をはじめとした、市内ランドマーク施設のブルーライトアップを実施する他、市立図書館にて発達障害に関する書籍の特集展示と、発達障害の理解に役立つパネル展示を行います。また、企業等の協力により自閉症の理解啓発を目的とした動画を制作し、市営地下鉄車内ビジョン、市 YouTube 公式チャンネル等で公開しています。

また、国が定める障害者週間（毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日まで）等を契機として、市民の障害への理解を深めるための啓発活動等を実施します。

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する
量の見込み・確保方策

(作成中)

第6章 計画の推進体制等について

(作成中)

参考資料

(作成中)

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案

令和6年10月発行

横浜市こども青少年局企画調整課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-4281 FAX：045-663-8061

Email：kd-kikaku@city.yokohama.jp

ホームページ：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/newplan.html>

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の 点検・評価について ＜令和5年度分＞

1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2～6年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主要事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。



1

3 点検・評価の方法

(1) 進捗状況及び有効性に関する段階評価

○進捗状況

指標や想定事業量の進捗度は、原則として、令和6年度の目標等に向けて直線的に推移した場合に令和5年度に到達すべき数値※1に対する令和5年度実績の進捗率(X)を基に、4段階で評価します。なお、想定事業量が「推進」等により、進捗率が把握できないものについては、個別に評価します。

評価	内容
S	$X \geq 120\%$ (計画以上に進んでいる)
A	$120\% > X \geq 90\%$ (概ね計画どおりに進んでいる)
B	$90\% > X \geq 50\%$ (計画より若干遅れている)
C	$50\% > X$ (計画より大幅に遅れている)

※1：例）計画策定時（平成30年度）が100件、令和6年度の目標値が600件の場合、令和5年度に到達すべき数値は517件となります。

○有効性

各施策の主要事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを4段階で評価します。

評価	内容
S	市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い
A	市民生活等を向上させることができた
B	市民生活等を向上させることができたとは言えない
C	市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

2

4 点検・評価の進め方

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。
また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策1及び4の一部、基本施策5～9
保育・教育部会	基本施策1及び4の一部
放課後部会	基本施策2の一部
青少年部会	基本施策2の一部及び3

3

【参考】各部会で所掌する各施策・主な事業等

第4章 施策体系と事業・取組		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
基本施策1	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	○※1	○※2		
基本施策2	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			○※3	○※4
基本施策3	若者の自立支援施策の充実				○
基本施策4	障害児への支援の充実	○※5	○※6		
基本施策5	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策6	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止	○			
基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	○			
基本施策9	ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進	○			

- ※1 病児保育 ※2 保育・教育全般
 ※3 放課後施策、プレイパーク ※4 放課後施策、プレイパーク除く
 ※5 障害児施策全般 ※6 障害児保育・教育

4

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策1】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

<これまでの主な取組>

7	病氣中または病氣の回復期のお子様を預かる病児保育・病後児保育を29か所で実施するなど、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業を実施しました。
---	---

<今後の取組の方向性>

6	特別保育事業(病児保育・病後児保育等)について、引き続き、各家庭のニーズに応じた保育を提供します。
---	---

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策1】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度		備考	R5年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
18	病児保育事業、病後児保育事業	①病児保育実施か所数	22か所	29か所	25か所	25か所	25か所	25か所	B	A		582,822	保育・教育運営課
		②病後児保育実施か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所					

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策4】障害児への支援の充実

<指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	地域療育センターの初診待機期間	3.9か月	2.6か月	3.4か月	4.8か月	5.4か月	5.6か月	C	障害児福祉保健課
2	児童発達支援事業の延べ利用者数(地域療育センター含む)	245,283人/年	474,000人/年	284,387人/年	365,342人/年	404,896人/年	513,551人/年	A	障害児福祉保健課
3	放課後等デイサービスの延べ利用者数	772,894人/年	1,627,800人/年	958,067人/年	1,128,471人/年	1,258,671人/年	1,508,704人/年	A	障害児福祉保健課

<これまでの主な取組>

1	地域療育センターにおいては、発達障害児等の増加に伴い、地域療育センターの利用を希望する児童が増加し、利用申し込みから初診までの期間が長期化していたため、地域療育センターと連携してあり方検討の場を設置し、利用の流れを見直すなど初期支援のあり方を協議しました。利用申込後、早期に支援を開始できるように、子どもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を行う「ひろば事業」など初期支援の充実に取り組みました。
2	療育訓練や余暇支援等を提供する児童発達支援事業所は255か所、放課後等デイサービス事業所は489か所となり、障害児の支援体制が拡充されました。また、事業所に対して実地指導、集団指導、研修を実施し、サービスの質の向上に取り組みました。
3	医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するため、「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」を市内6区(鶴見区、南区、旭区、磯子区、青葉区、都筑区)に配置、令和5年度はコーディネーター4名を追加で配置し、新たに配置した者も含めた質の向上のための事例検討・研修等を実施しました。また、医療的ケアや教育・福祉制度等への理解を図り、より質の高いサービス提供、円滑な情報共有、支援の連携等、医療的ケア児・者等の受け入れ体制の充実を実現する「支援者養成研修」や過去に育成したコーディネーターや支援者に対して、フォローアップ研修及び見学実習を実施しました。
4	横浜市障害施策推進会議の部会である横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会で、医療的ケア児・者等の現状や課題の把握、支援体制の整備について、検討を行いました。
5	メディカルショートステイ事業の推進について、協力医療機関の医師、看護師及び医療ソーシャルワーカーとの会議を開催し、情報共有や意見交換を行いました。
6	学齢後期障害児支援事業について、4か所目事業所として「学齢後期発達相談室みなと(神奈川区)」を開設しました。
7	児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者(保護者)向けに、利用ニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施しました。また、関係団体等にご協力をいただき、放課後等デイサービス等を利用する児童を対象として、こどもの意見や声を聞く取組を実施しました。

<今後の取組の方向性>

1	地域療育センターでは、これまでは初診後にサービス開始としていましたが、診察前であっても発達障害児や保護者を速やかに支援するため、令和4年度までに実施したあり方検討の議論を踏まえ、利用申込後概ね2週間以内に利用面接（初回面接）を行い、必要なサービスの提供を早期に開始できるように見直しました。保護者の悩みや不安に速やかに寄り添い支援できるよう、心理職等専門職による面接（相談対応）の実施や「ひろば事業」など、初期支援の充実を進めていきます。
2	障害児相談支援事業所は、実施している事業所が少ない状況にあるため、引き続き、より多くの児童が障害児相談を利用できるよう事業所数を増やす取組を進めていきます。また、事業の推進により障害児本人の意見を尊重し必要なサービスを受けられるようにしていきます。
3	事業所数、延べ利用者の増加が進む放課後等デイサービス及び児童発達支援については、障害児に対する支援に関する研修のほか、障害児に対する虐待防止を充実させた虐待防止研修の新たな実施や子どもの意見を聞く取組の検討・実施などにより、支援の質の向上に向けた取組を進めていきます。
4	引き続き横浜型医療的ケア児・者等支援者を養成し、保育所等医療的ケア児支援看護師研修の実施など、医療的ケア児・者等の地域での受入れ体制の充実を目指します。また、医療的ケア児・者等のニーズ等に係る実態調査を行うとともに、サービスの利用状況等を継続的に把握するための仕組みづくりを検討します。
5	障害のある子どもたちの意見を聞く取組について、言語的な意見・意向の表明が困難な場合も念頭に置きながら、その実施手法等の検討を進めていきます。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策4】障害児への支援の充実

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度		備考	R5年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
1	地域療育センター運営事業	-	巡回訪問回数: 1,459回	(推進)	939回	1,220回	2,092回	2,496回	A	A		3,921,863	障害児福祉保健課
2	障害のある子ども等への保育・ 幼児教育の提供体制の整備(基 本施策1の再掲)	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A	<ul style="list-style-type: none"> ●民間園への補助 5,682,390 ●市立園への加配 1,294,691 ●研修の実施 1,067 	保育・教育運営課 保育・教育支援課 障害児福祉保健課	
3	障害児通所支援事業所等の拡 充と質の向上	①児童発達支援事業所数	125か所	295か所	188か所	218か所	232か所	255か所	B	A		21,830,068	障害児福祉保健課
		②放課後等デイサービス事業所 数	292か所	570か所	365か所	418か所	470か所	489か所					
		③障害児相談事業の受給者数	3,097人	7,000人	3,334人	3,526人	3,507人	3,612人					
4	学齢後期障害児支援事業の拡 充	学齢後期障害児支援事業所数	3か所	4か所	3か所	3か所	3か所	4か所	A	A	発達障害児の相談支援 の充実にかかる市民 ニーズの高まりを踏ま え、4か所目の事業所を 開設した。また、令和4 年度に引き続き、事業の 役割・機能等に係る課 題解決や体制強化にか かるアイデアを共有する 場として事業所との意見 交換会を3回実施した。	142,136	障害児福祉保健課
5	障害児入所施設の再整備	-	(実施)	(推進)	(推進)	(推進)	(推進)	(推進)	B	A		0	障害児福祉保健課
6	医療的ケア児・者等支援促進事 業の推進	①コーディネーターの配置	準備	6人(累計)	6人(累計)	6人(累計)	6人(累計)	10人(累計)	A	A		30,554	障害児福祉保健課
		②支援者の養成	40人(累計)	350人(累計)	94人(累計)	136人(累計)	184人(累計)	241人				2,674	

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度		備考	R5年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
7	メディカルショートステイ事業の 推進	-	(実施)	(推進)	・協力医療機関の 箇所数:11病院 ・利用登録者数: 373人	・協力医療機関の 箇所数:11病院 ・利用登録者数: 398人	・協力医療機関の 箇所数:11病院 ・利用登録者数: 426人	・協力医療機関の 箇所数:11病院 ・利用登録者数: 462人	A	A	協力医療機関の増加、 重症心身障害児ではな い高度な医療的ケア児・ 者の対象拡大等に取り 組んだ	35,299	障害児福祉保健課
8	市民の障害理解の促進	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A	①世界自閉症啓発デー に合わせ、一般社団法人 横浜市自閉症協会と 横浜市の協働により、自 閉症をはじめとする発達 障害について普及啓発 を実施。 ②各区の普及啓発活動 を通じて障害理解の促 進。 ③12月の障害者週間 に合わせて市庁舎アトリ ウムでのイベント及び各 区における講演会やイ ベントを実施。	①健康福祉局 229 子ども青少年局 200 教育委員会事務局 214 ②1,000 ③3,248	健康福祉局障害施 策推進課 (①は3局:子ども青 少年局障害児福祉 保健課、教育委員会 事務局特別支援教 育課及び健康福祉 局障害施策推進課 で担当)

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策5】生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

<指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2%	98.7%	99.0%	98.4%	99.1%	99.5%	A	地域子育て支援課
2	産婦健康診査の受診率	78.7%	89.0%	84.2%	87.7%	86.1%	87.2%	A	地域子育て支援課

<これまでの主な取組>

1	母子保健コーディネーターを全区の福祉保健センターに配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用案内等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図り、横浜市版子育て世代包括支援センターとしての支援を充実しました。出産・子育て応援事業として、妊産婦に対して妊娠後期と出産後のアンケートを実施し、回答の状況から電話等による支援を行い、妊娠期から出産後までの更なる支援を充実しました。また、妊産婦や乳幼児等の実情や支援経過を電子化することで、個別の支援状況等を一元的に把握することで、切れ目のない支援を行いました。
2	特定不妊治療費助成額の増額や男性不妊治療費の助成を実施など、治療にかかる経済的負担を軽減しました。また、電話相談、ピアサポート事業を開始し、気軽に相談できる環境の整備を行いました。しかし令和4年度から特定不妊治療の保険適用が変更になったことから不妊専門相談や不妊不育専門相談の相談件数は減少しています。
3	「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、予期せぬ妊娠への相談を電話・メールにより365日対応しました。令和5年7月からLINEでの相談を開始し、相談支援を充実しました。また、産後母子ケア事業のほか、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦や家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するための「おやこの心の相談」を実施しました。
4	小児医療費助成事業について、令和5年8月から中学3年生までの所得制限及び一部負担金を撤廃しました。
5	妊産婦や乳幼児の災害時における避難行動や避難生活で必要となる支援について、関係区局と連携して検討を行い、その検討内容を市内で共有するための職員向けの冊子を作成しました。

<今後の取組の方向性>

1	妊娠を希望される方への支援の充実のため、SNSを活用した不妊や妊活についての相談を新たに実施します。さらに妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援として、妊婦や養育者の不安の軽減を図り、安心して子育てができるよう妊娠後期や出産後に支援が必要な妊産婦に対して電話や訪問等の相談を充実します。また、妊娠期の相談や第2子以降の新生児訪問希望への対応実績確認を行い、市民ニーズを把握しつつ今後の支援の充実を図ります。
2	心身ともに不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援が受けられるよう、医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ等の予防及び早期発見・早期支援に取り組みます。育児支援家庭訪問事業は、令和3年度より、妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭に対象を拡大しており、育児不安の解消や育児手技の獲得を通じて、安定した子育てができるよう取り組みます。
3	予期せぬ妊娠など、妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」に相談できるよう、引き続き幅広い周知を行っていきます。
4	出産に係る経済的負担を軽減することで、子どもを望む家庭が出産費用の負担に躊躇することなく、子どもを産み育てようと思える環境を実現するため、出産費用の助成を行います。
5	妊産婦や乳幼児が災害時の避難行動及び避難生活において必要となる支援についてまとめた市民向けガイドラインや、妊産婦や乳幼児のいる世帯の方に向けたハンドブックを新たに作成し、妊産婦・乳幼児の災害の備えや支援に関する普及啓発を行います。また、災害時に母子が安心・安全に過ごせる避難場所についての検討を進めます。
6	中期計画で掲げる「子育てしたいまち ヨコハマ」の実現に向けて、スマホ1つで子育てに関する手続や情報収集ができる全国初の子育て応援アプリ「パマトコ」を令和6年7月にリリースします。リリース時には、児童手当など9つの手続のオンライン化に加えて、お住いのエリアのイベント・お役立ち情報の掲載、公園や地域子育て支援拠点など子育てに役立つ施設情報の検索、予防接種スケジュールを搭載した電子母子健康手帳機能などを実装します。稼働後も、市民の皆さまのご意見を伺いながら、オンライン申請可能な手続や機能を拡充していきます。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策5】生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	実績 ※各年度の年度末時点					R5年度		備考	R5年度	所管課
				R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効 性		予算額 (千円)	
1	思春期保健指導事業	思春期保健講座	128件/年	152件/年	54件/年	50件/年	89件/年	91件/年	B	A		2,435	地域子育て支援課
2	不妊相談・治療費助成事業	①特定不妊治療費助成件数 (男性不妊助成件数)	4,571件/年 (25件/年)	0件/年 (0件/年)	4,350件/年 (27件/年)	9,415件/年 (37件/年)	2,878件/年 (16件/年)	41件/年 (0件/年)	B	A		99,953	地域子育て支援課
		②不妊・不育・専門相談件数	54件/年	81件/年	47件/年	44件/年	14件/年	27件/年					
3	妊娠・出産相談支援事業	にんしんSOSヨコハマ相談件数	414件/年	734件/年	549件/年	409件/年	364件/年	583件/年	B	A		44,812	地域子育て支援課
4	妊婦健康診査事業	受診回数	335,557回/年	272,524回/年	307,475回/年	304,048回/年	288,440回/年	279,828回/年	A	A		1,826,959	地域子育て支援課
5	産科・周産期医療の充実	-	産科拠点病院数: 3か所、 周産期救急連携病 院数:9か所	(推進)	産科拠点病院:3 か所 周産期救急連携病 院:8か所	産科拠点病院:3 か所 周産期救急連携病 院:8か所	産科拠点病院:3 か所 周産期救急連携病 院:8か所	産科拠点病院:3 か所 周産期救急連携病 院:8か所	A	A		54,242	医療局地域医療課、 救急・災害医療課
6	小児救急拠点病院事業	-	小児救急拠点病院 数:7か所	(推進)	小児救急拠点病 院:7か所	小児救急拠点病 院:7か所	小児救急拠点病 院:7か所	小児救急拠点病 院:7か所	A	A		200,000	医療局救急・災害医 療課
7	小児救急に関する電話相談	-	相談件数: 79,012件	(推進)	救急相談センター 救急電話相談件数 (小児:40,556 件)	救急相談センター 救急電話相談件数 (小児:46,839 件)	救急相談センター 救急電話相談件数 (小児:56,090 件)	救急相談センター 救急電話相談件数 (小児:56,548 件)	A	A		442,532 の内数	医療局救急・災害医 療課
8	小児医療費助成事業	-	対象者数: 278,631人	(推進)	対象者数: 314,879人	対象者数: 317,649人	対象者数: 307,741人	対象者数: 432,657人	A	A		14,079,341	健康福祉局医療援 助課
9	小児慢性特定疾病医療給付	-	対象者数: 3,082人	(推進)	対象者数: 3,318人	対象者数: 3,079人	対象者数: 3,014人	対象者数: 2,768人	A	A		849,336	健康福祉局医療援 助課
10	妊娠届出時の面接(母子保健 コーディネーター)	妊娠・出産・子育てマイカレン ダー(セルフプラン)作成件数	10,087件/年	23,417件/年	26,841件/年	25,723件/年	25,001件/年	25,495件/年	S	A		176,416	地域子育て支援課
11	横浜市版子育て世代包括支援 センターによる支援の充実	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		176,416	地域子育て支援課
12	母子訪問指導事業 (R3年度から名称変更:母子保 健指導事業)	第1子への訪問率	93.8%	96.4%	67.4%	87.1%	85.6%	91.4%	A	A		42,076	地域子育て支援課

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	実績 ※各年度の年度末時点					R5年度		備考	R5年度	所管課
				R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効 性		予算額 (千円)	
13	こんにちは赤ちゃん訪問事業	①訪問件数	26,198件/年	21,236件/年	25,279件/年	23,203件/年	22,431件/年	22,564件/年	A	A		113,867	地域子育て支援課
		②訪問率	93.9%	96.4%	98.3%	93.3%	94.3%	98.3%					
14	産後母子ケア事業	①デイケア実利用者数	153人/年	435人/年	176人/年	352人/年	529人/年	482人/年	A	A		224,268	地域子育て支援課
		②ショートステイ実利用者数	249人/年	700人/年	298人/年	591人/年	832人/年	790人/年					
		③訪問型実利用者数	663人/年	1,828人/年	917人/年	1,272人/年	1,098人/年	1,097人/年					
15	産前産後ヘルパー派遣事業	延べ派遣回数	10,345回/年	16,950回/年	11,334回/年	18,893回/年	18,864回/年	13,828回/年	B	A		69,534	地域子育て支援課
16	産婦健康診査事業	①1か月健診の受診者数	21,949人/年	19,601人/年	21,660人/年	21,818人/年	20,485人/年	20,016人/年	A	A		178,584	地域子育て支援課
		②1か月健診の受診率	78.7%	89.0%	84.2%	87.7%	86.1%	87.2%					
17	産後うつへの早期支援に向けたネットワーク構築	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	B	A		5,409	地域子育て支援課
18	乳幼児健康診査事業等	区福祉保健センター乳幼児健康診査受診率							A	A		980,060	地域子育て支援課
		①4か月児健診	97.2%	98.0%	92.7%	96.4%	97.0%	97.5%					
		②1歳6か月児健診	96.7%	97.0%	93.5%	96.0%	96.7%	96.6%					
		③3歳児健診	96.5%	96.5%	93.1%	96.1%	97.0%	96.7%					
19	歯科健康診査事業	①妊婦歯科健康診査受診率	36.6%	40.0%	38.1%	43.0%	43.6%	44.5%	A	A		①50,384 ②116,964	地域子育て支援課
		②3歳児で虫歯のない者の割合	90.7%	90%以上に維持 (かつ増加傾向)	93.2%	93.0%	94.8%	94.9%					
20	育児支援家庭訪問事業	①家庭訪問延べ実施回数	3,775回/年	5,740回/年	3,852回/年	4,122回/年	2,667回/年	2,933回/年	B	A		175,619	地域子育て支援課
		②ヘルパー延べ実施回数	2,209回/年	3,060回/年	2,962回/年	1,815回/年	1,747回/年	2,216回/年					

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策6】地域における子育て支援の充実

<指標の進捗（取組による成果）>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	地域での子育て支援の場 を利用している親子の割合	44.2%	50.0%【R5年度】	-	-	-	50.6%	A	地域子育て支援課

<これまでの主な取組>

1	「地域子育て支援拠点事業」を全区実施するとともに、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ「拠点サテライト」を8区（鶴見区・神奈川区・保土ヶ谷区・旭区・港北区・青葉区・都筑区・戸塚区）で実施しました。
2	地域子育て支援拠点において、オンラインを活用した支援により、外出しづらい利用者に向けて利用者同士の交流の機会や、相談、講座等支援内容を充実しました。
3	親と子のつどいの広場は、令和5年12月に4か所新規開設し、地域の親子の居場所の充実を図りました。 また、新たに育児参加促進講座休日実施加算を補助したことにより、74か所中44か所で講座が実施されました。
4	保育所子育てひろば・幼稚園はまっこ広場を市内75か所で実施し、親子の交流の場などを提供するとともに、育児に関する講座等を行いました。
5	子育て支援者事業は、地区センターなどの身近な市民利用施設などで養育者の交流や子育て相談を市内177会場で実施しました。
6	乳幼児一時預かり事業や横浜子育てサポートシステム事業では、令和5年度に新たに赤ちゃんが生まれた世帯に、一時預かりを利用できる無料クーポンを配布し、子育ての負担感を軽減する取組を開始しました。

<今後の取組の方向性>

1	緑区および港南区に地域子育て支援拠点サテライトを設置するほか、施設外の居場所である「出張ひろば」を新たに2か所（計5か所）実施します。 また、緑区の拠点サテライトに「横浜子育てパートナー」を配置（累計27か所）し、家庭の状況に応じ、適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業の利用につなげます。
2	地域子育て支援拠点関係システムの構築を行い、施設への入退館や横浜子育てサポートシステム利用時の申し込み等、各種手続きをオンラインで実施できるようにするなど利用者の利便性向上と事業者の事務負担軽減による市民サービスの向上を図ります。（令和6年4月～運用開始）
3	保育所子育てひろば・幼稚園はまっこ広場の拡充に向けて、各園に事業の目的や実施内容等の周知を行い、新規開設や非常設から常設への転換を促進していきます。 また、安定的な事業継続のため、週3日以上開設する常設園に対し、運営補助の拡充及び有資格者加算を新設します。
4	横浜子育てサポートシステム事業の利用促進のため、提供会員への活動支援にかかる補助および要件を満たす利用会員へ8時間分の無料クーポン（子サポdeあずかりおためし券）の配付を引き続き実施します。また、新たに、提供会員への事前打ち合わせにかかる費用の補助を行うことで会員の確保に努めます。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策6】地域における子育て支援の充実

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	実績 ※各年度の年度末時点					R5年度		備考	R5年度 予算額 (千円)	所管課
				R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性			
1	地域子育て支援拠点事業	①実施か所数	22か所	28か所	24か所	25か所	26か所	26か所	A	A		944,824	地域子育て支援課
		②施設外での居場所の実施か所数	-	5か所	1か所	1か所	2か所	3か所					
2	地域子育て支援拠点における利用者支援事業	実施か所数	21か所	27か所	23か所	24か所	25か所	26か所	A	A		156,615	地域子育て支援課
3	親と子のつどいの広場事業	実施か所数	63か所	77か所	67か所	67か所	70か所	74か所	A	A		585,474	地域子育て支援課
4	保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場	実施か所数	68か所	93か所	74か所	73か所	73か所	75か所	B	A		320,308	保育・教育運営課 保育・教育支援課
5	子育て支援者事業	会場数	181会場	185会場	178会場	177会場	176会場	177会場	A	A		74,665	地域子育て支援課
6	横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実(基本施策5の再掲)	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		176,416	地域子育て支援課
7	地域子育て支援スタッフの育成	-	(実施)	(推進)	市単独実施:2回 (参加人数56人) 県等との共同実施:25コース (受講決定者数1,142人)	市単独実施:4回 (参加人数:128人) 県等との共同実施:25コース (受講決定者数569人)	市単独実施:4回 (参加人数:142人) 県等との共同実施:25コース (受講決定者数612人)	市単独実施:4回 (参加人数:130人) 県等との共同実施:25コース (受講決定者数1,183人)	A	A		9,500	地域子育て支援課
8	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)	新規協賛店舗数	276件/年	1,296件(5か年)	257件/年	396件(2か年)	590件(3か年)	716件(4か年)	B	A		6,416	地域子育て支援課
9	乳幼児一時預かり事業(基本施策1の再掲)	延べ利用者数	88,124人/年	143,892人/年	56,423人/年	69,025人/年	88,916人/年	96,796人/年	B	A		852,593	保育・教育運営課
10	横浜子育てサポートシステム事業(基本施策1の再掲)	延べ利用者数	59,401人/年	71,341人/年	36,896人/年	45,114人/年	46,586人/年	66,619人/年	A	A		715,810	地域子育て支援課

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策7】ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

<指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	支援により就労に至ったひとり親の数	460人/年	1,800人(5か年)	264人/年	565人(2か年)	888人(3か年)	1,233人(4か年)	B	こども家庭課
2	ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数	4,971人/年	6,000人/年	5,117人/年	4,685人/年	5,648人/年	6,286人/年	A	こども家庭課

<これまでの主な取組>

1	ひとり親家庭の総合的な窓口「ひとり親サポートよこはま」において、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナーなどを、関係機関と連携して実施し、自立を支援しました。 ひとり親家庭の自立を促進するため、自立支援教育訓練給付金及び高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について、支給上限額を引き上げました。また、日常生活支援事業は、利用者負担を最大300円から0円に無償化しました。
2	親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、思春期・接続期支援事業を実施しました。令和5年度に利用者の定員を80名から100名に増員し、子の学習支援は96名、親の相談支援は73名が利用しました。
3	母子生活支援施設入所者の自立支援及び退所後支援において、相談助言、その他必要な支援を行う職員を雇用している施設に対して補助しました。
4	DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが一体的に「DV相談支援センター」の機能を果たし、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を実施しました。

<今後の取組の方向性>

1	令和6年度から自立支援教育訓練給付金の所得要件を撤廃します。また、専門実践教育訓練の給付額を増額します。 今後、資格取得に向けた修業の修了者が増加していくことが見込まれますが、「ひとり親サポートよこはま」を通して、修了者の就職活動を支援するとともに、ひとり親家庭の親の積極的な採用を企業に働きかけ、就職者数の増加に向けて取り組みます。
2	思春期・接続期支援事業は、支援実施後のアンケート調査の結果を踏まえて、継続的な学習により成績があがることで、より達成感を感じられるよう、子への学習支援期間を3か月から6か月に拡充します。
3	若年女性相談支援モデル事業として、公的機関への相談につながりにくい若年女性を対象として、アウトリーチ型の支援や居場所の提供等を実施している団体に対し、事業費の補助を行います。
4	5年度に実施のひとり親世帯アンケートを踏まえ、関係団体やこども自身へのヒアリング、市民意見募集を実施した上で、ひとり親家庭自立支援計画(7年度～11年度)を策定します。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策7】ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度		備考	R5年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
1	ひとり親家庭等自立支援事業	-	(実施)	(推進)	①264人 ②5,117人	①301人 ②4,685人	①323人 ②5,648人	①345人 ②6,286人	B	A	①ジョブスポットとの連携の推進 ②ひとり親サポートよこはままでの総合的な支援	414,366	こども家庭課
2	日常生活支援事業(ヘルパー派遣)	-	利用者数: 母子296人、 父子86人	(推進)	家庭生活支援員 (ヘルパー)派遣事 業:延べ利用者人 数86人	家庭生活支援員 (ヘルパー)派遣事 業:延べ利用者人 数160人	利用者数: 母子165人、 父子41人	家庭生活支援員 (ヘルパー)派遣 事業:延べ利用者 人数242人	B	A		15,717 (No.1の内数)	こども家庭課
3	保育所への優先入所	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		-	保育・教育認定課
4	母子生活支援施設	-	(実施)	(推進)	月平均116世帯	月平均108世帯	月平均113世帯	月平均121世帯	B	A		598,424	こどもの権利擁護課
5	住宅確保の支援	-	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:1,338件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:112件、成約件数:14件 <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):19件 <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):52戸	(推進)	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:802件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:112件、成約件数:14件 <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):8,326戸	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:802件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:112件、成約件数:14件 <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):8,326戸	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:754件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:112件、成約件数:14件 <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):10,107戸	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:773件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:112件、成約件数:14件 <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):10,476戸	A	A	<市営住宅申込時の優遇> <民間住宅あんしん入居> <住宅セーフティネット事業> >91,338	建築局市営住宅課 建築局住宅政策課	
6	母子・父子家庭自立支援給付金事業	-	自立支援教育訓練給付金事業支給人数:68人 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業支給人数:106人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:2人	(推進)	自立支援教育訓練給付金支給者数:36人 高等職業訓練促進給付金:98人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:4人	自立支援教育訓練給付金支給者数:55人 高等職業訓練促進給付金:145人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:5人	自立支援教育訓練給付金事業支給人数:66人 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業支給人数:227人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:7人	自立支援教育訓練給付金事業支給人数:70人 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業支給人数:262人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:8人	B	A		311,854 (No.1の内数)	こども家庭課
7	児童扶養手当	-	受給者数: 18,708人(H31年3月末)	(推進)	受給者数: 17,426人	受給者数: 16,995人	受給者数: 16,286人	受給者数: 15,566人	B	A	ひとり親家庭等の方に児童扶養手当の支給を実施した。	9,682,347	こども家庭課
8	ひとり親家庭等医療費助成事業	-	対象者数: 41,211人	(推進)	対象者数: 36,869人	対象者数: 35,270人	対象者数: 36,568人	対象者数: 35,035人	A	A		1,669,027	健康福祉局医療援助課

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度		備考	R5年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
9	母子父子寡婦福祉資金貸付	-	母子父子福祉資金貸付人数:487人、寡婦福祉資金貸付人数:16人	(推進)	貸付件数:350	貸付件数:296件	母子父子福祉資金貸付人数:295人、寡婦福祉資金貸付人数:5人	母子父子福祉資金貸付人数:241人、寡婦福祉資金貸付人数:5人	B	A		199,822	こども家庭課
10	寄り添い型生活支援事業(基本施策3再掲)	実施か所数	12か所	23か所	17か所	20か所	21か所	21か所	A	S	令和5年度事業利用者の約9割に改善が見られた。事業者が集まったの連絡会を独自に開催したり、施設見学をしたり、事業へ高い関心を持ってきている。利用者からは第三の居場所としての認識があり、登録者も増えてきている。	341,456	青少年育成課
11	寄り添い型学習支援事業(基本施策3再掲)	-	受入枠:950人	(推進)	受入枠:1,200人	受入枠:1,200人	受入枠:1,200人	受入枠:1,200人	A	A		309,188	健康福祉局生活支援課
12	民間活力による支援(ひとり親の自立支援に関する連携協定)	-	協定締結団体数(累計):2団体	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	B	A		-	こども家庭課
13	女性相談保護事業	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		132,205	こどもの権利擁護課
14	DV被害者支援	DVIに関する相談件数	4,842件/年	5,300件/年	5,117件/年	4,456件/年	4,291件/年	4,527件/年	B	A		【こどもの権利擁護課】 - こどもの権利擁護課 【政策経営局男女共同参画推進課】 300	
15	若者向けデートDV予防啓発	-	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):30回・4,302人	(推進)	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):16回・1,516人	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):17回・2,050人	啓発講座実施回数・延べ受講者数(年):24回・2,746人	啓発講座実施回数・延べ受講者数(年):24回・2,635人	B	A		1,172	政策経営局男女共同参画推進課
16	女性緊急一時保護施設補助事業	-	補助団体数:4団体	(推進)	4団体	4団体	4団体	4団体	A	A		51,410	こどもの権利擁護課
17	母子生活支援施設緊急一時保護事業	延べ利用世帯数	75世帯/年	92世帯/年	58世帯/年	46世帯/年	56世帯/年	66世帯/年	B	A		64,349	こどもの権利擁護課

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策8】 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

<指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	虐待死の根絶	0人	0人【毎年度】	1人/年	4人/年	4人/年	2人/年	B	こどもの権利擁護課
2	里親等への新規委託児童数	32人/年	170人(5か年)	28人/年	57人(2か年)	100人(3か年)	139人(4か年)	A	こどもの権利擁護課

<これまでの主な取組>

1	区こども家庭支援課に、児童福祉法に基づく「こども家庭総合支援拠点」機能を令和4年度より全区に整備し、要保護児童等への支援の強化や、子どもや家庭からの様々な相談に専門職が対応する「こども家庭相談」を実施しました。
2	令和3年10月の「横浜市子供を虐待から守る条例」の一部改正により明文化した「子どもに対する体罰等の禁止」などについて、リーフレットによる周知や、啓発動画を作成しSNSや公共交通機関で活用するなど、広報・啓発を行いました。また、横浜市全体で児童虐待や体罰によらない子育ての理解が広がり、子育て世帯を温かく見守り支援できるよう、「こども虐待防止市民サポーター講座」を開催しました。児童虐待に対応する職員の人材育成として、区調整担当者研修や、区・児童相談所相互の業務を知る実地研修などを実施しました。
3	増加する児童虐待対応と支援強化のため、鶴見区で新たな児童相談所の整備に着手しました。 また、新たな児童相談所の開所までの間、市内東部方面に中央児童相談所のサテライト拠点を設置し、児童虐待への迅速な対応を図りました。
4	里親制度が広く市民に理解され広まるよう、里親の広報動画を作成し制度の認知度向上に取り組みました。 また、令和5年度から新たに里親フォスタリング事業を開始し、里親活動に関心のある方を対象とした制度説明会やリクルートの実施、里親制度講演会を開催するとともに、里親研修の開催回数を増やし、より多くの子どもを里親家庭に迎えらるよう、里親の確保に取り組みました。

<今後の取組の方向性>

1	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援を強化し、子どもや子育て当事者のニーズに合った支援計画(サポートプラン)の作成や、地域における子育て支援の基盤づくりを行う、改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」機能を、令和6年度は3区に設置しました。今後は全区設置に向け、区こども家庭支援課において、さらなる相談支援機能の強化を図るための検討を進めます。
2	こどもの最善の利益や体罰によらない子育ての理解が広がり、子育て世帯を温かく見守るとともに社会全体で子育てを行う意識が醸成されるよう、広報啓発の取組を推進します。出産直後の遺棄による死亡事例が続いていることから、令和6年度は予期しない妊娠に関して重点的に広報を行います。また、令和5年度に引き続き「こども虐待防止市民サポーター講座を開催し、嬰兒殺予防やペアレントトレーニングをテーマとした応用編も開催します。
3	児童相談所業務において、電話相談へのAI文字起こしシステムの導入やWeb会議環境の整備など、迅速な対応の強化や業務の効率化等に取り組み、こどもと保護者と向き合える時間をつくり、より一層の相談と支援の質の向上を図ります。
4	児童虐待対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上をはかるため、(仮称)東部児童相談所の新規整備を進めます。また、南部児童相談所の再整備を進めます。
5	近年、これまで取り組んできた里親制度の広報啓発や、児童相談所による里親委託推進の取り組みの成果が見え始め、新規里親登録数は増加傾向にあります。里親委託をさらに推進するため、令和5年9月から里親フォスタリング事業を民間委託し、新たに里親の積極的なリクルート等を行うことで、里親の担い手を増やしていきます。
6	児童虐待によりこどもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例については、外部委員による検証委員会で再発防止策について検証していきます。引き続き、虐待死の根絶を目指し、児童虐待の発生防止に向けた取組を一層強化していきます。
7	児童養護施設等に措置等されているこどもの意見を表明する機会を確保するため、こどもの意見表明支援事業を推進していきます。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策8】 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度		備考	R5年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
1	区の要保護児童対策地域協議会の機能強化	個別ケース検討会議	1,737件/年	1,879件/年	1,540件/年	1,681件/年	1,856件/年	1,942件/年	A	A		20,800	こどもの権利擁護課
2	医療機関との連携強化	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		220	こどもの権利擁護課
3	未就園児等の把握	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		23,269	こどもの権利擁護課
4	「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		630,680	こどもの権利擁護課
5	児童虐待防止の広報・啓発	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		11,737	こどもの権利擁護課
6	児童相談所の相談・支援策の充実と人材育成	-	(実施)	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		521,777	中央児童相談所
7	養育支援家庭訪問事業	①家庭訪問延べ回数	3,112回/年	5,202回/年	3,621回/年	3,848回/年	3,860回/年	3,725回/年	A	A		129,010	中央児童相談所
		②ヘルパー派遣延べ回数	6,873回/年	9,891回/年	7,626回/年	7,849回/年	7,759回/年	8,575回/年					
8	子育て短期支援事業	①ショートステイの延べ利用者数	715回/年	787回/年	729回/年	569回/年	566回/年	646回/年	B	A		153,666	こどもの権利擁護課
		②トワイライトステイの延べ利用者数	4,973回/年	6,833回/年	4,994回/年	4,909回/年	4,576回/年	4,832回/年					
9	母子生活支援施設緊急一時保護事業(基本施策7の再掲)	延べ利用世帯数	75世帯/年	92世帯/年	58世帯/年	46世帯/年	56世帯/年	66世帯/年	B	A		64,349	こどもの権利擁護課
10	一貫した社会的養護体制の充実	①横浜型児童家庭支援センターの設置数	12か所	18か所【R2年度】	17か所	17か所	18か所	18か所	B	A	退所後児童の支援については、支援拠点として、退所者等が気軽に集える居場所「よこはまPortFor」を運営し、就労や進学、生活全般の様々な相談や心理的ケア等も実施し支援を行った。また、退所後児童に対する継続支援計画を25件作成した。	537,628	こどもの権利擁護課
		②施設等退所後児童の支援拠点数	1か所	2か所	1か所	1か所	1か所	1か所					
		③退所後児童に対する継続支援計画の作成件数	8件/年	50件/年	21件/年	24件/年	20件/年	25件/年					
11	里親等委託の推進	里親の制度説明会の実施回数	6回/年	30回(5か年)	5回/年	9回(2か年)	15回(3か年)	24回(4か年)	A	A		52,829	こどもの権利擁護課
12	区役所における人材育成	調整担当者研修受講者数	19人(累計)	100人(累計)	21人(累計)	67人(累計)	104人(累計)	126人(累計)	S	A		1,040	こどもの権利擁護課

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策9】ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

<指標の進捗>

No.	指標	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度 進捗状況	所管課
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	よこはまグッドバランス賞認定事業所数	139事業所/年	1,200事業所(5か年)	199事業所/年	404事業所(2か年)	635事業所(3か年)	868事業所(4か年)	A	政策経営局男女共同参画推進課
2	市内事業所における男性の育児休業取得率	7.2% 【H29年度】	27%	17.6%	15.7%	15.7% (隔年実施のため R3実績値)	40.6%	S	政策経営局男女共同参画推進課

<これまでの主な取組>

1	誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む市内中小企業を「よこはまグッドバランス企業」として認定しました。また、企業の経営者や人事・労務担当者を対象に、セミナーやワークショップを実施しました。
2	父親育児の機運を高め、父親同士の仲間づくりを支援するため、地域ケアプラザ等の身近な施設において父親育児支援講座を開催するとともに、市内企業においても講座を開催しました。
3	子どもを大切に社会的な機運を醸成するため、子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)について、地域子育て支援拠点と連携し、地域において子育て支援に協力的な店舗・施設に新規登録の働きかけを行いました。

<今後の取組の方向性>

1	よこはまグッドバランス企業認定事業を通して、本計画及び当該目標について市内企業へ周知するほか、長時間労働の是正、多様な働き方や、育休取得に関する情報提供などを行い、企業の取組を推進します。 また、認定企業の取組を周知し、市内企業への普及・啓発を図ります。
2	父親育児支援講座について、地域ケアプラザ等の身近な施設、市内企業での対面講座に加えて、オンライン講座も開催します。 また、啓発冊子やウェブサイト(ヨコハマダディ)による父親向け育児支援の情報発信を行います。
3	ハマハグの協賛店舗の増加に向け、引き続き、地域子育て支援拠点と連携した地域の店舗・施設への協賛の働きかけや、子育て家庭への利用促進のPRに取り組めます。 また、こども食堂等子どもの居場所づくりの取組に対する補助の上限額を引き上げ、取組がより推進されるよう支援するとともに、区ごとにこども食堂等ネットワークを構築することで、関係団体同士の連携強化に取り組めます。
4	社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、引き続きワーク・ライフ・バランス推進に関する普及・啓発等に取り組めます。
5	「こども基本法」及び「横浜市子ども・子育て基本条例」の趣旨に基づき、こどもが対象となる幅広い施策・事業において、こども自身が直接意見を表明できる機会を積極的に取り入れることや意見を施策・事業に反映させるなど「こどもまんなか社会」の実現に取り組む必要があります。 今年度は次期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案に対するパブリックコメントの一環として、こどもを対象とした意見募集を行い、計画原案や計画の推進に適宜反映等するなどの取組を進めていきます。

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について <令和5年度分>

【基本施策9】ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切に作る地域づくりの推進

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度		備考	R5年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
1	企業等の認定制度「よこはまグッドバランス企業」 (旧)企業等の認定制度「よこはまグッドバランス賞」	-	(実施)	(推進)	199社	205社	231社	233社	A	A		4,056	政策経営局男女共同参画推進課
2	多様で柔軟な働き方等の取組を行う企業に対する支援	-	支援した 企業数:96社	(推進)	【経済局経営・創業支援課】 女性活躍推進専門家派遣 5社 職場環境向上支援助成金 1,120社 【経済局雇用労働課】 オンラインセミナー 58社	【経済局中小企業振興課】 職場環境向上支援助成金 81社 【経済局雇用労働課】 オンラインセミナー 51社	(事業終了) ※多様で柔軟な働き方事業は、下記の「企業を対象としたセミナー等の実施」で実施	-	-	-		-	-
3	企業を対象としたセミナー等の実施	-	セミナー等実施回数:7回	(推進)	【政策局男女共同参画推進課】 - 【経済局経営・創業支援課】 セミナー回数:6回 再生回数:238回	【政策局男女共同参画推進課】 セミナー回数:1回 再生回数:268回 【経済局中小企業振興課】 動画制作5本 再生回数:670回	【政策局男女共同参画推進課】 セミナー 2回 【経済局中小企業振興課】 ハイブリッドセミナー (WEB・会場) 2回	【政策経営局男女共同参画推進課】 1回 【経済局中小企業振興課】 セミナー (WEB・会場) 2回	A	A		【政策経営局男女共同参画推進課】 No.1の予算4,056を含む。 【経済局中小企業振興課】 664	政策経営局男女共同参画推進課、 経済局中小企業振興課
4	共に子育てをするための家事・育児支援	地域における父親育児支援講座の参加者数	981人/年	6,825人(5か年)	830人/年	1,935人(2か年)	3,313人(3か年)	4,278人(4か年)	B	A		8,685	地域子育て支援課
5	祖父母世代に向けた孫育て支援	-	孫育てに関する啓発リーフレット配布:約6,000部	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		-	地域子育て支援課
6	「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進	-	「トツキトウカYOKOHAMA」配布:約18,000部	(推進)	(実施)	(未実施)	(未実施)	(未実施)	-	-	民間主体の事業となっており、5年度は未実施	-	企画調整課
7	結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供	-	結婚応援セミナー実施回数:2回	(推進)	(未実施)	(未実施)	(実施)	(実施)	A	A		1,360	企画調整課
8	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)(基本施策6の再掲)	新規協賛店舗数	276件/年	1,296件(5か年)	257件/年	396件(2か年)	590件(3か年)	716件(4か年)	B	A		6,416	地域子育て支援課
9	地域における子どもの居場所づくりに対する支援	-	地域における子どもの居場所の把握数(平成30年7月):183か所	(推進)	こども食堂の立ち上げに関するガイドブックの発行	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		14,000	地域子育て支援課

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (H30年度)	R6年度	実績 ※各年度の年度末時点				R5年度		備考	R5年度	所管課
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗 状況	有効性		予算額 (千円)	
10	子どもの事故予防啓発事業	-	子どもの事故予防啓発リーフレット配布:約50,000部	(推進)	子どもの事故予防啓発リーフレット発行	子どもの事故予防啓発リーフレット発行	45,000部	40,000部	B	A		620	地域子育て支援課
11	交通安全教育の推進	-	幼児交通安全教育訪問指導回数:184回 保護者向け交通安全講話実施回数:7回 はまっ子交通あんぜん教室の実施回数:281回	(推進)	幼児交通安全教育訪問指導回数:181回 保護者向け交通安全講話実施回数:3回 はまっ子交通あんぜん教室の実施回数:108回	幼児交通安全教育訪問指導回数:209回 保護者向け交通安全教室実施回数:4回 はまっ子交通あんぜん教室実施回数:242回	幼児交通安全教育訪問指導回数:284回 保護者向け交通安全教室実施回数:8回 はまっ子交通あんぜん教室実施回数:257回	幼児交通安全教育訪問指導回数:307回 保護者向け交通安全教室実施回数:23回 はまっ子交通あんぜん教室実施回数:272回	A	A		29,889	道路局道路政策推進課
12	地域防犯活動支援事業 (緊急防犯パトロール事業を含む)	-	子ども安全リーフレットの配布(市内小学生への配布):約125,000部	(推進)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	A	A		42,901	市民局地域防犯支援課
13	よこはま学援隊	-	申請校数:245校	(推進)	256校	242校	252校	253校	A	A		13,005	教育委員会学校支援・地域連携課
14	誰にもやさしい福祉のまちづくり 推進事業	①鉄道駅舎へのエレベーター等の設置による段差解消駅数	151駅(累計)	152駅(累計)	152駅(累計)	152駅(累計)	154駅(累計)	154駅(累計)	A	A	①、②ともに毎年予算要望があり、市民ニーズは高い	18,207	健康福祉局福祉保健課
		②ノンステップバスの導入率	74.5%(累計)	82.6%(累計)	79.2%(累計)	79.8%(累計)	81.8%(累計)	82.9%(累計)					
15	地域子育て応援マンションの認定	-	認定戸数(累計):5,907戸	(推進)	6,479戸	6,479戸	6,743戸	6,743戸	A	A		1	建築局住宅政策課